

令和 6 年度

包括外部監査結果報告書

「債権管理（県税に係るものを除く。）に関する
財務事務の執行について」

令和 7 年 3 月

滋賀県包括外部監査人

公認会計士 尾仲 伸之

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
1. 包括外部監査対象	1
2. 包括外部監査対象期間	1
【3】特定の事件を選定した理由	1
【4】包括外部監査の方法	1
1. 監査の視点	1
2. 主な監査手続	2
3. 監査対象とした債権	2
【5】包括外部監査人補助者	3
【6】包括外部監査実施期間	3
【7】利害関係	4
【8】その他	4
1. 報告書中の試算・推計の数値・金額	4
2. 端数処理	4
第2 監査対象の概要	5
【1】県における債権の概況	5
1. 財務諸表の推移	5
2. 税外未収金の推移	6
【2】県における債権管理	9
1. 債権の定義	9
2. 「私債権」、「非強制徴収公債権」又は「強制徴収公債権」の違い	11
3. 「私債権」、「非強制徴収公債権」又は「強制徴収公債権」の判断基準	13
4. 債権管理の在り方	15
5. 用語説明	22
【3】監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見の概要	24
1. 監査の結果および意見の記載方法	24
2. 監査の結果および意見の件数	24
3. 監査の結果および意見の概要	24
第3 債権管理に関する財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見	27
＜債権管理に関する全般的な財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見＞	27
＜債権管理に関する各債権の財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に	

添えて提出する意見＞	36
【1】建設工事請負契約書に基づく賠償金	36
1. 債権の内容と目標	37
2. 監査の結果および意見	38
【2】生活保護返還金	39
1. 債権の内容と目標	40
2. 監査の結果および意見	41
【3】看護職員修学資金貸付金 他	49
1. 債権の内容と目標	50
2. 監査の結果および意見	54
【4】児童保護措置費負担金	58
1. 債権の内容と目標	59
2. 監査の結果および意見	61
【5】近江学園使用料	63
1. 債権の内容と目標	64
2. 監査の結果および意見	65
【6】滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等 修学奨励資金	69
1. 債権の内容と目標	71
2. 監査の結果および意見	75
【7】母子福祉資金貸付金 他	82
1. 債権の内容と目標	83
2. 監査の結果および意見	84
【8】高度化資金	85
1. 債権の内容と目標	86
2. 監査の結果および意見	87
【9】農業改良資金貸付金	89
1. 債権の内容と目標	90
2. 監査の結果および意見	92
【10】沿岸漁業改善資金貸付金債権	95
1. 債権の内容と目標	96
2. 監査の結果および意見	97
【11】県営住宅家賃 他	100
1. 債権の内容と目標	101
2. 監査の結果および意見	103
【12】滋賀県奨学資金	106

1. 債権の内容と目標	107
2. 監査の結果および意見	109

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

原則として令和5年度（必要に応じて過年度および令和6年度を含む）

【3】特定の事件を選定した理由

滋賀県（以下、「県」という。）においてもこれまでから債権（県税に係るものを除く。以下、同様）の税外未収金対策については、債権回収対応マニュアル（以下、マニュアル）という。）等に沿って税外未収金の縮減に向けて着実に取り組まれ一定の成果を上げられているものの、個々の税外未収金の十分な回収・整理の解決に至っていない。

債権管理は、法令遵守や県民負担の公平性・公正性、財源確保の観点から県政の重要課題であり、決算審査意見や定期監査において課題とされており、また他都道府県の包括外部監査のテーマとしても一般的で、これまでも数多く取り上げられている。

債権の回収および整理について、より効果的・効率的に業務を遂行するために、各所管所属での具体的な取組を総合的に把握し、経済性、効率性、有効性の観点から考察して税外未収金対策を検証することは、県の行財政運営にとって有益であると判断し、当該事件を今年度の監査テーマ案として選定した。

【4】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

- （1）個々の事務が関連する法令および条例・規則・マニュアル等に基づく適正処理について
- （2）事務の進捗状況の管理および費用対効果の検証について
- （3）債権の管理・回収における網羅性・公平性の確保について
- （4）債権の適切な整理に向けての統一的基準の整備および個々の対応について
- （5）新たな未収金発生防止の対策と対応について
- （6）3E（経済性・効率性・有効性）の観点からの適正な事務遂行について

(7) 今般のコロナ禍による施策の見直し状況について

2. 主な監査手続

- (1) 債権管理に関する事務の執行に関連する法令、条例、規則等を確認する。
- (2) 債権管理に関する事務の執行に関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。
- (3) 債権管理に関する資料の保管状況や関連証憑の整備保管状況を確認する。
- (4) その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

3. 監査対象とした債権

県の債権残高（県税に係るものを除く。）のうち、前年度の包括外部監査の対象であった行政代執行費を除き（※）、原則として令和5年度当初債権残高が500万円を超える債権を監査対象として選定した。

※旧アール・ディエンジニアリング社に対する税外未収金（県の行政代執行に要した費用）である。本債権は、令和5年度包括外部監査「環境に関する財務事務の執行について」（P45）においてすでに監査を実施しているため、今年度の包括外部監査の対象から除いた。

【監査対象とした債権】

各債権の概要については、後述する。

債権 No.	各所属または団体		債権名
1	文化スポーツ部	文化財保護課	建設工事請負契約書に基づく賠償金
2	健康医療福祉部	健康福祉政策課／湖東健康福祉事務所／東近江健康福祉事務所	生活保護返還金
3		医療政策課	看護職員修学資金貸付金他
4	子ども若者部／健康医療福祉部	子ども家庭支援課／障害福祉課／彦根子ども家庭相談センター	児童保護措置費負担金
5	健康医療福祉部	障害福祉課／近江学園	近江学園使用料

債権 No.	各所属または団体		債権名
6	子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課	滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金
	教育委員会事務局	人権教育課	滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金
7	子ども若者部	子ども家庭支援課	母子福祉資金貸付金 他
8	商工観光労働部	中小企業支援課	高度化資金
9	農政水産部	農政課	農業改良資金貸付金
10		水産課	沿岸漁業改善資金貸付金
11	土木交通部	住宅課	県営住宅家賃 他
12	教育委員会事務局	教育総務課	滋賀県奨学資金

(出所：県から入手した資料をもとに監査人作成)

【5】 包括外部監査人補助者

公認会計士	奥谷 恭子
公認会計士	川本 寛弥
公認会計士	北 克憲
公認会計士	柳川 英紀
公認会計士	森 由美
公認会計士	土田 健太郎
弁護士	柿平 宏明

【6】 包括外部監査実施期間

令和6年7月下旬から令和7年3月末までの期間で、担当部・課と日程調整の上、決定した。

(日程概要)

令和6年8月から令和6年9月

対象課へのヒアリング、書類閲覧、データ分析、実地検査等

令和6年10月から令和7年3月

内容検討、追加調査、監査結果の取りまとめ、報告書の作成

【7】利害関係

県と包括外部監査人および補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により定める利害関係はない。

【8】その他

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、県から監査人に提示のあった資料を基に記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

【1】県における債権の概況

1. 財務諸表の推移

新公会計制度による県の財務諸表（貸借対照表）における、未収金および貸付金並びにこれらに関して計上される徴収不能引当金の推移は以下のとおりである。

【一般会計等の貸借対照表（一部）の推移】

（単位：百万円）

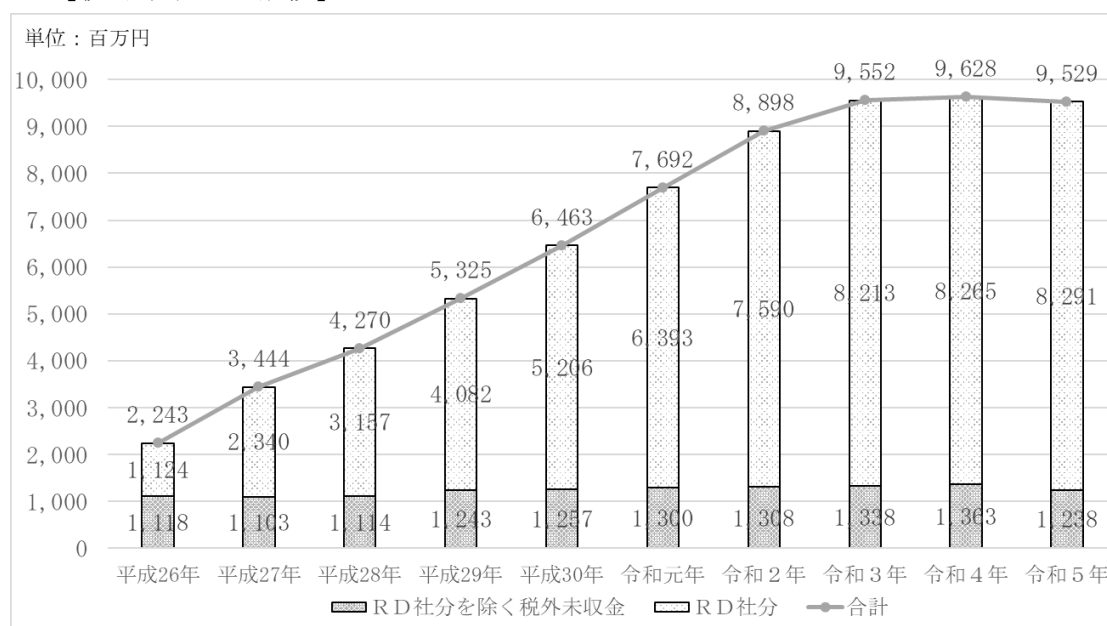
科目	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
（流動資産）					
未収金	2,691	4,150	1,967	1,456	1,044
うち税未収金	1,463	2,817	1,241	1,314	894
うち税外未収金	1,227	1,332	725	141	149
短期貸付金	1,946	1,455	1,383	1,292	1,427
徴収不能引当金	△144	△293	△144	△52	△93
（固定資産）					
長期延滞債権	8,112	9,277	10,515	11,081	10,948
うち税未収金	2,876	1,711	1,688	1,594	1,568
うち税外未収金	5,235	7,564	8,826	9,486	9,379
長期貸付金	25,801	25,553	24,911	24,462	23,837
徴収不能引当金	△325	△309	△285	△323	△242
債権合計	38,081	39,833	38,347	37,916	36,921

（県ホームページおよび県から入手した資料から抜粋）

未収金、長期延滞債権のうち税外未収金については、令和4年度決算では合計9,628百万円発生していたが、令和5年度決算においては、合計9,529百万円となっており、前年比で99百万円減少している。

2. 税外未収金の推移

【税外未収金の推移】

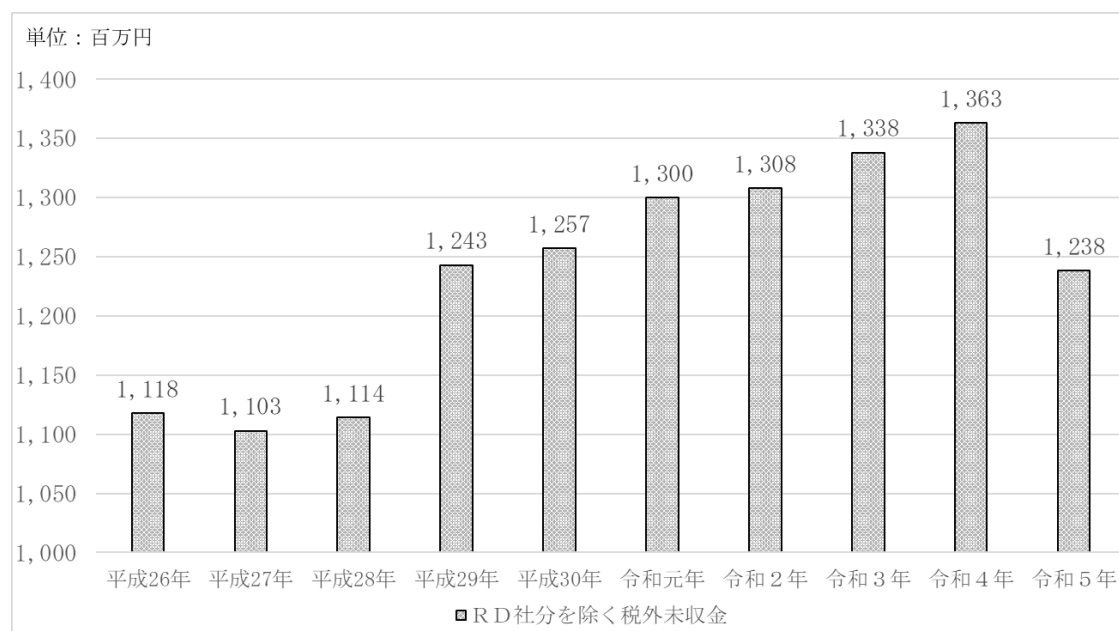


(県から入手した資料をもとに監査人が作成)

令和5年度の税外未収金9,529百万円のうち、8,291百万円が旧アール・ディエン지니어リング社（以下「RD社」という。）に対する未収金であり、それ以外の税外未収金の推移は以下のとおりである。

なお、RD社に対する税外未収金（県の行政代執行に要した費用）については、前述のとおり、令和5年度包括外部監査「環境に関する財務事務の執行について」（P45）においてすでに監査を実施しているため、今年度の包括外部監査の対象からは除いている。

【税外未収金の推移（R D社分を除く）】



（県から入手した資料をもとに監査人が作成）

令和5年度より、財政課債権回収特別対策室の共同管理の対象となっている債権を中心に、弁護士法人を契約の相手方として選定して債権回収業務の外部委託を実施したことや、大規模な差押えを実施したこと、専門職員を配置したこと（教育総務課）などで債権回収が進んだことによって、税外未収金（R D社分を除く）は前年比で125百万円減少している。

【令和５年度における税外未収金の内訳】

部局	課名	名 称	公債権		私債権	令和５年度末 残高 (単位；千円)	監査 対象 N O
			強	非			
琵琶湖環境部	循環社会推進課	行政代執行費（R D）	○			8,290,815	
文化スポーツ部	文化財保護課	建設工事請負契約書に基づく賠償金			○	45,704	1
健康医療福祉部	健康福祉政策課	生活保護返還金	○	○		45,454	2
健康医療福祉部	医療政策課	看護職員修学資金貸付金 他			○	7,906	3
子ども若者部 健康医療福祉部	子ども家庭支援課 障害福祉課	児童保護措置費負担金	○			39,615	4
健康医療福祉部	障害福祉課	近江学園使用料			○	8,596	5
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課	滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金			○	7,716	6
教育委員会事務局	人権教育課	滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金			○	188,941	6
子ども若者部	子ども家庭支援課	母子福祉資金貸付金 他			○	37,639	7
商工観光労働部	中小企業支援課	高度化資金			○	495,453	8
農政水産部	農政課	農業改良資金貸付金			○	10,395	9
農政水産部	水産課	沿岸漁業改善資金貸付金債権			○	22,999	10
土木交通部	住宅課	県営住宅家賃 他			○	53,239	11
教育委員会事務局	教育総務課	滋賀県奨学資金			○	238,539	12
その他の税外未収金の合計						36,123	
合計						9,529,134	

（県から入手した税外未収金一覧を監査人が加工）

【2】県における債権管理

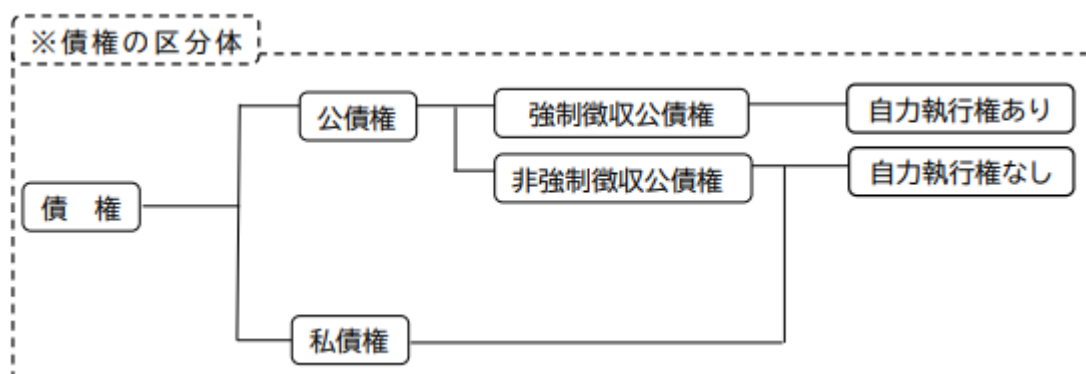
県では、貸付金、使用料、負担金など県が有する税以外の債権については、多額の収入未済が発生している状況を鑑みて、税外未収金対策ガイドラインを作成し対応を行ってきた。しかし、債権回収に当たり基礎的事項をまとめた「税外未収金対策にかかるガイドライン」による対応では、適切な債権管理がなされず、長期間残存している債権が見受けられるなど、債権管理のあり方については監査委員による監査等からも指摘されているところであった。また、債権を残存したまま長期間に及ぶほど、県はその間、対応に追われ、事務処理上の課題となっている。

そうした状況を防止すべく、これまでの「税外未収金対策にかかるガイドライン」を改め、滋賀県庁債権回収対応マニュアルを新たに令和5年3月に作成している。

県民負担の公平性・公正性と、厳しい財政状況にある県の財源確保の観点から、今後、条例の制定も検討し、職員一人一人の強い使命感と、組織全体で積極的かつ厳正な姿勢で対応していくことが必要である。

1. 債権の定義

地方自治体が有する債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利とされている（地方自治法第240条第1項）。



（出所：マニュアルから抜粋）

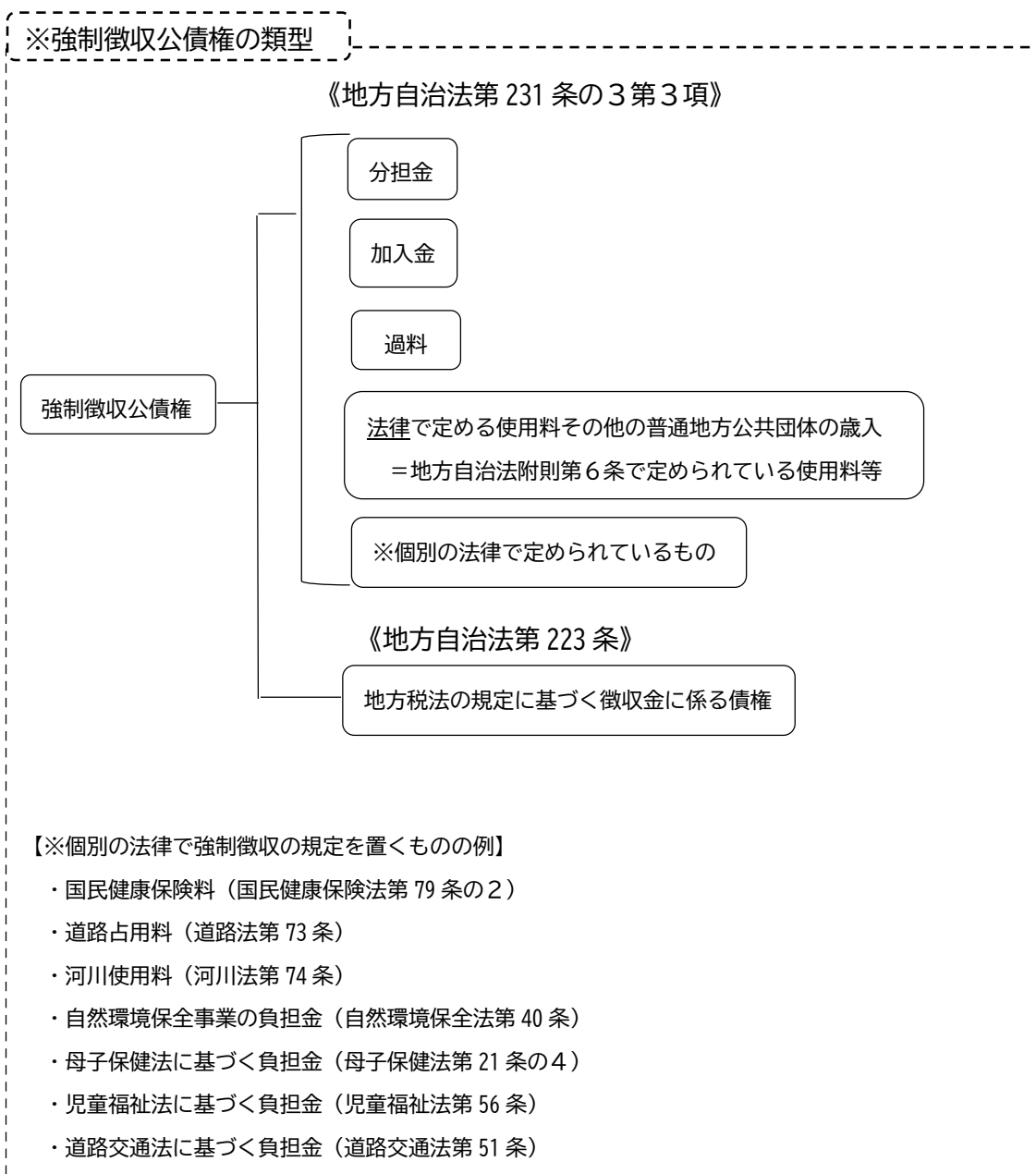
（1）公債権の定義

公法上の債権（以下「公債権」という。）とは、「公法上の原因に基づき生ずる債権」、「行政権の主体として一般私人の有しない特別の権能に基づき生ずる債権」などと定義される。また、公債権については下記の2つに分類することができる。

① 強制徴収公債権

公法上の原因から発生した分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入で、地方税の滞納処分の例により徴収することができる債権をいう。

【例】 河湖占用料、放置違反金、行政代執行費用 等



（出所：マニュアルから抜粋）

② 非強制徴収公債権

公法上の原因から発生した分担金、使用料、加入金、手数料および過料その他の歳入のうち、強制徴収公債権を除くものをいう。

【例】行政財産の目的外使用料、高校授業料 等

(2) 私債権の定義

債権のうち、私法上の原因（契約、不法行為等）から発生したものをいう。

【例】貸付金（奨学資金、生活支援、事業資金等）、県営住宅家賃 等

2. 「私債権」、「非強制徴収公債権」又は「強制徴収公債権」の違い

対象債権が「私債権」、「非強制徴収公債権」又は「強制徴収公債権」であることによって、次のような違いが生じる。

なお、財産調査、徴税機関への調査、債務名義等の取扱いの相違から、私債権は滞留債権に対して有効な手立てが少ないため、より債権管理が重要となる。

区 分	私債権	公債権	
		非強制	強制
発生原因	契約等	賦課決定等	
告知	納入の通知（地方自治法第 231 条）		
行審法による不服申立て	不服申立てはできない。 （民事訴訟等により争うことは可能）	個別法律の規定又は地方自治法の規定（第 229 条第 1 項、第 2 項）により不服申立てができる。 ※処分に基かない債権を除く	
督促	督促ができる（地方自治法施行令第 171 条）	督促ができる（地方自治法第 231 の 3 第 1 項）	
	—	延滞金の前提条件（地方税等を除く。）	
	—	滞納処分の前提条件	
催告	催告は随時できる。	催告は随時できる。	
延滞金、遅延損害金	個別法律等に規定がある場合又は特約がある場合のほか、納期限の翌日における民法第 404 条に定める法定利率[注 1]	個別法律に規定がある場合のほか、原則年 10.75%（滋賀県督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例）	
通知の送達方法	新民法第 97 条（意思表示の効力発生時期等） 新民法第 98 条（公示による意思表示）	地方税法第 20 条（送達方法） 地方税法第 20 条の 2（公示送達） 地方自治法第 231 条の 3 第 4 項（送達及び公示送達は地方税の例による。）	
財産調査	地方自治法第 240 条第 2 項（罰則なし）を根拠に任意調査を行う。	財産調査に関して、私債権の場合より広い権限が認められている。（国税徴収法第 141 条、142 条）	
徴税機関への調査	調査はできない。	国税徴収法第 146 条の 2（協力要請）	
債務名義	裁判所等において債務名義の取得が必要 支払督促・訴訟により債務名義を取得する。	債務名義の取得は不要	

区 分	私債権		公債権	
			非強制	強制
滞納処分強制執行	裁判所等において債務名義を取得した後、強制執行等により債権回収を行う（地方自治法施行令第 171 条の 2 ～）。		個別法律又は地方自治法に規定があるものは滞納処分できる。	
時効期間の根拠	債権の発生日が R2. 3. 31 以前	債権の発生日が R2. 4. 1 以降	権利を行使できる時から 5 年等 (地方自治法第 236 条第 1 項等)	
	権利を行使できる時から 1 ～10 年等 (旧民法第 167 条～第 174 条の 2 等) ※P17 参照	権利を行使できることを知った時から 5 年又は権利を行使できる時から 10 年 (新民法第 166 条) ※P16 参照		
時効援用	時効の援用が必要（新民法第 145 条）		時効の援用は必要ない（地方自治法第 236 条第 2 項等）	
時効の完成猶予及び更新（中断）	督促により時効が更新される（地方自治法第 236 条第 4 項）※督促による時効の更新は最初の 1 回限り〔注 2〕		督促により時効が更新される（地方自治法第 236 条第 4 項等）※督促による時効の更新は最初の 1 回限り	
	「債務承認及び分割納付誓約書」の提出や一部納付は、債務の「承認」にあたり、時効が更新される（旧民法第 147 条、新民法第 152 条）。			
	催告後 6 か月は時効の完成が猶予される（旧民法では暫定的中断であり、6 ヶ月以内に裁判上の請求等をしなければ中断の効力を生じない）（旧民法第 153 条、新民法第 150 条）		地方税法第 18 条の 2 等	
停止処分	地方自治法第 240 条第 3 項 地方自治法施行令第 171 条の 5		地方自治法第 231 条の 3 第 3 項(地方税の滞納処分の例により処分することができる。)地方税法第 15 条の 7	

〔注 1〕 令和 5 年 4 月 1 日時点における法定利率は年 3 %であるが、3 年ごとに市中金利水準に合わせて 1 %単位で変動し得るため注意（令和 8 年 4 月 1 日付け改正の可能性あり）。平成 27 年 3 月 31 日以前に発生した私債権については、旧民法第 415 条、第 419 条、第 404 条による。平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 30 日までは年 5 %（ただし、債務者と特約をしたときを除く）。

〔注 2〕 昭和 38 年 12 月 19 日の自治省通知により、地方自治法第 236 条第 4 項の督促には、法令の規定によりする私法上の債権に係る督促を含むとされています。

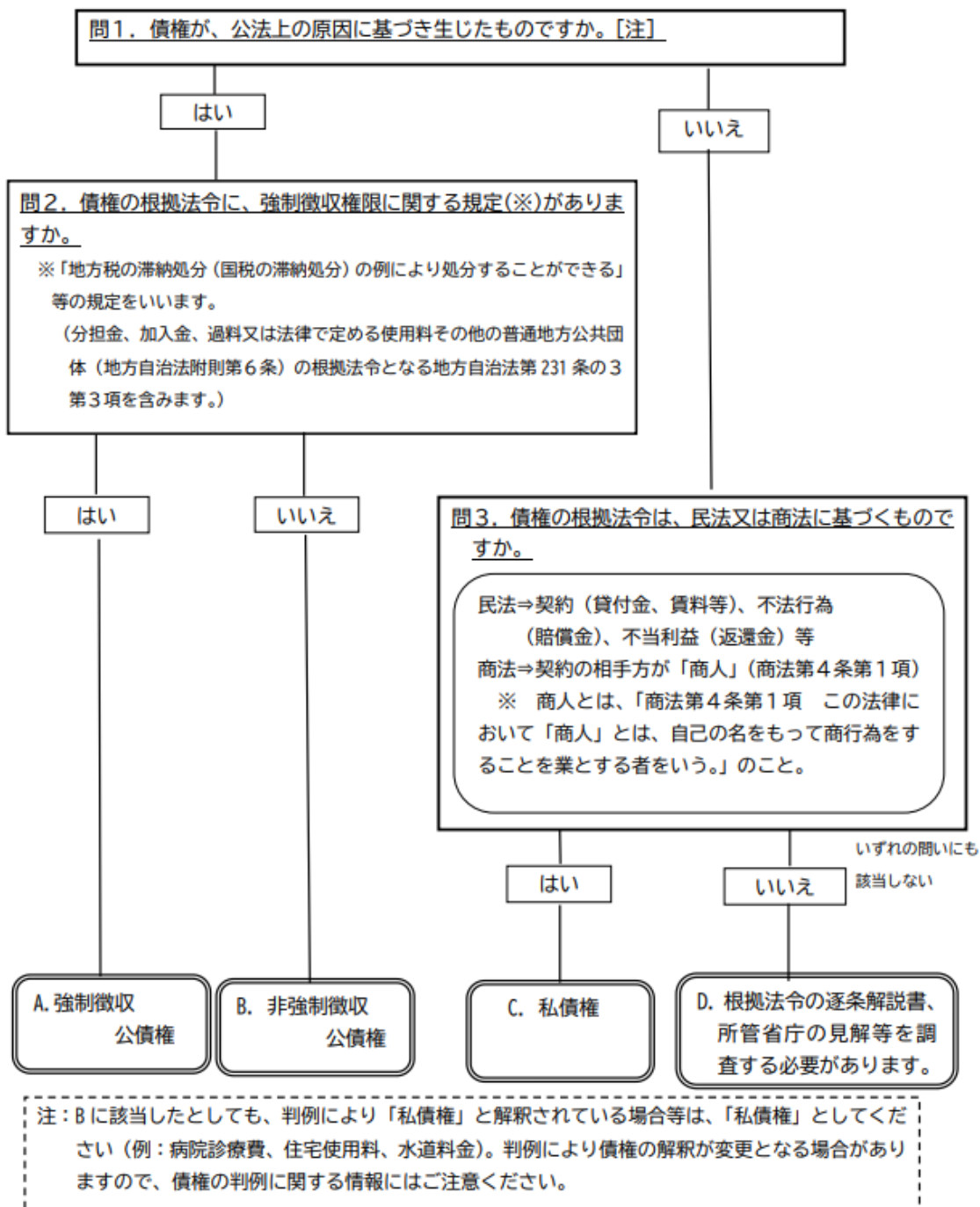
（出所：マニュアルから抜粋）

3. 「私債権」、「非強制徴収公債権」又は「強制徴収公債権」の判断基準

対象債権の区分を判断するに当たり、次の頁の債権区分判断チェックリストを用いて、私債権、強制徴収公債権又は非強制徴収公債権かどうかを判断している。な

お、この基準はあくまで目安あり、新規に発生した債権の場合や従来 of 取扱いを變更する場合は、弁護士等とも相談の上、慎重に判断する必要がある。

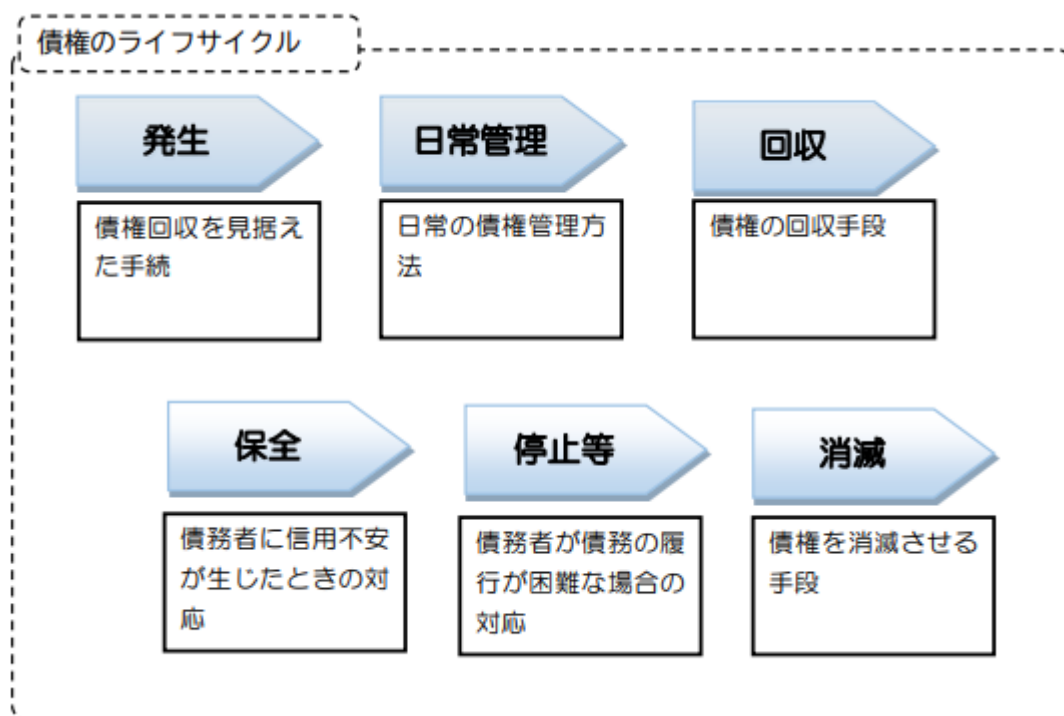
【債権区分チェックリスト】



(出所：マニュアルから抜粋)

4. 債権管理の在り方

債権の所管所属においては、債権が発生し、又は帰属した時は、「適切な債権管理」が必要となる。「適切な債権管理」とは、債権の発生に始まり、債権の回収、債権の放棄等により債権が消滅するまでの全過程を適切に処理し、管理していくことを意味する（下記「債権のライフサイクル」参照）。とりわけ、返済が滞り、未収が多くなる債権については、その管理方法、事業のあり方等を検討し、未収債権を減少させる取組が必要である。



（出所：マニュアルから抜粋）

（1）債権管理担当がまず確認すべきこと

債権管理担当者になった際には、下記①～③に従って債権を適切に管理していく必要がある。

① 債権管理台帳の確認

記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟までを視野に入れた場合は必要不可欠となる。

債権管理台帳の記載事項の例

- ア 債権の種類に関すること（債権区分、時効年限、貸付利率、延滞利率）
- イ 債権に関すること（名称、発生日、金額、納期限）
- ウ 債務者に関すること（氏名、住所、連絡先、生年月日、職業又は勤務先）
- エ 連帯保証人に関すること（氏名、住所、連絡先、生年月日、職業又は勤務先）
- オ 担保に関すること（連帯保証人の保証内容を含む。）
- カ 債務者の資力に関すること
- キ 納付記録（納付日、金額、納付者）
- ク 滞納状況（滞納原因、今後の回収見込み）
- ケ 処分状況（督促日、催告日、債務承認日、滞納処分又は強制執行等の状況）
- コ 交渉記録（交渉年月日、交渉相手方、応対者、交渉内容）

（出所：マニュアルから抜粋）

② 債権に関する書類の確認

ア 書類の保管状況の確認

借用証書、契約書が存在（保管）しているかどうか確認する。また、今後管理していくうえで、以下の点に注意する。

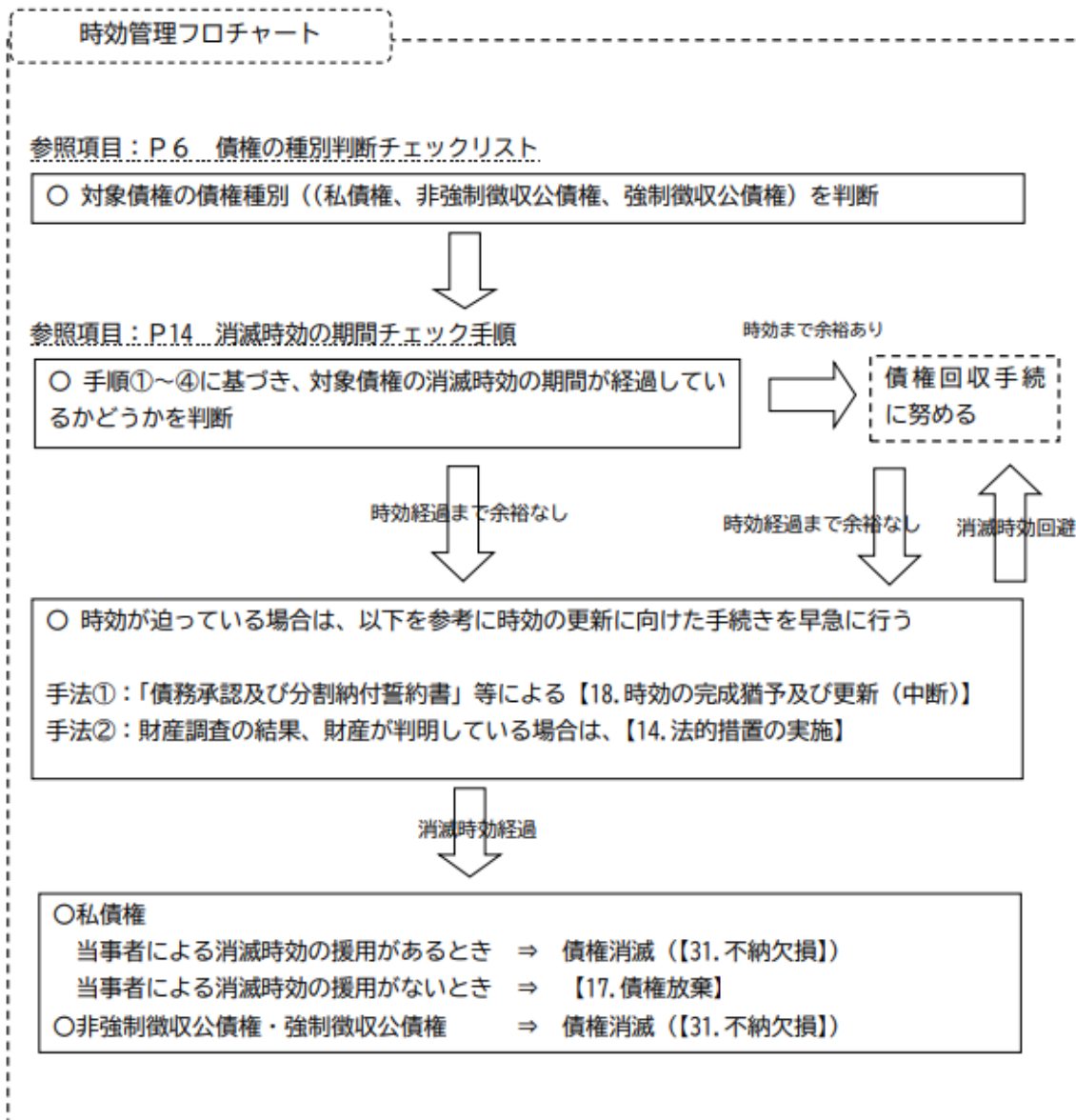
- ・課や係の統廃合で書類を紛失しないよう適切に引き継ぐ。
- ・文書保存規定により保存期間経過で廃棄してしまわないよう適切に管理する。

イ 書類の記載等の確認

非強制徴収公債権・私債権の場合、消滅時効の更新の最終手段は訴訟となる。特に裁判手続においては書類が重要となる。このため、県のマニュアル等で留意事項として挙げる所定のチェックポイントが適切に記載等されているかどうか注意して確認する。

③ 時効の確認

債権台帳や書類の保管状況を確認したうえで、最後に確認すべきことは、消滅時効の確認である。今までの納付交渉や書類の状況、そして、消滅時効の完成までの残り時間を考えた上で、どのように事務を進めていくか組み立てる必要がある。



（出所：マニュアルから抜粋）

2020 年 4 月 1 日施行後を新民法、それ以前を旧民法としている。

※時効期間の例（新民法の時効期間が適用される場合）

	対象債権	根拠法令	時効期間	例示
私債権	一般債権	新民法 第 166 条第 1 項	権利を行使することができることを知った時から 5 年 又は権利を行使することができる時から 10 年	県立病院の診療報酬、上水道料金、貸付金、県営住宅家賃、事務管理や不当利得に基づく請求権
	人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権	新民法 第 167 条	権利を行使することができることを知った時から 5 年 又は権利を行使することができる時から 20 年	労災事故における安全配慮義務違反、医療過誤における診療契約違反に基づく損害賠償請求権
	定期金債権	新民法 第 168 条第 1 項	定期金の債権から生ずる各債権を行使できることを知った時から 10 年又は各債権を行使することができる時から 20 年	金銭その他の代替物を定期に給付させることを目的とする債権であって、各期の個々の債権を生み出す基本となる権利のこと
	判決で確定した権利の消滅時効	新民法 第 169 条第 1 項	10 年	10 年より短い時効期間の定めがある債権でも、判決や和解によって確定した場合は 10 年になる
	不法行為	新民法 第 724 条	損害及び加害者を知った時から 3 年又は不法行為の時から 20 年（時効期間）	物的損害に関する損害賠償請求権
	不法行為 （生命身体の侵害による損害賠償）	新民法 第 724 条の 2	損害及び加害者を知った時から 5 年又は不法行為の時から 20 年	第三者行為損害賠償請求権
公債権	一般債権	地方自治法 第 236 条第 1 項	原則 5 年 （個別法により 2 年等あり）	分担金、加入金、手数料、使用料等（授業料等）
	地方税の徴収金に係る債権	地方税法 第 18 条	5 年	県税
	地方税の還付金	地方税法 第 18 の 3 第 1 項	5 年	県税還付金
	道路占用料	道路法 第 73 条第 5 項	5 年	—
	海岸占用料	海岸法 第 35 条第 5 項	5 年	—

※旧民法第 169 条～174 条の短期消滅時効、旧商法 522 条の商事消滅時効は削除となった。

※旧民法第 724 条で除斥期間と解されていた 20 年は、新民法で、時効期間であると明記。

（出所：マニュアルから抜粋）

※時効期間の例（旧民法の時効期間が適用される場合）

	対象債権	根拠法令	時効期間	例示
私債権	一般債権	旧民法 第 167 第 1 項	10 年	貸付金、事務管理や不当利得による請求権、普通財産の売払代金
	定期給付の債権	旧民法 第 169 条	5 年	県営住宅家賃
	短期消滅時効	旧民法第 170 条 及び第 171 条	3 年	診療料
	商事債権	旧商法 第 522 条	5 年	契約の相手方を商人（株式会社等）とする貸付金
	定期金債権	旧民法 第 168 条 1 項	第 1 回の弁済期から 20 年、最後の弁済期から 10 年（いずれかの期間の経過によって消滅）	金銭その他の代替物を定期に給付させることを目的とする債権であって、各期の個々の債権を生み出す基本となる権利のこと
	判決で確定した権利の消滅時効	旧民法 第 174 条の 2	10 年	10 年より短い定めがあっても 10 年になる
	不法行為	旧民法 第 724 条	損害及び加害者を知った時から 3 年又は、不法行為の時から 20 年（除斥期間※）	損害賠償請求権（物的損害、第三者）
公債権	一般債権	地方自治法 第 236 条第 1 項	原則 5 年 （個別法により 2 年等あり）	分担金、加入金、手数料、使用料等（授業料など）
	地方税の徴収金に係る債権	地方税法 第 18 条	5 年	県税
	地方税の還付金	地方税法 第 18 の 3 第 1 項	5 年	県税還付金
	道路占用料	道路法 第 73 条第 5 項	5 年	—
	海岸占用料	海岸法 第 35 条第 5 項	5 年	—

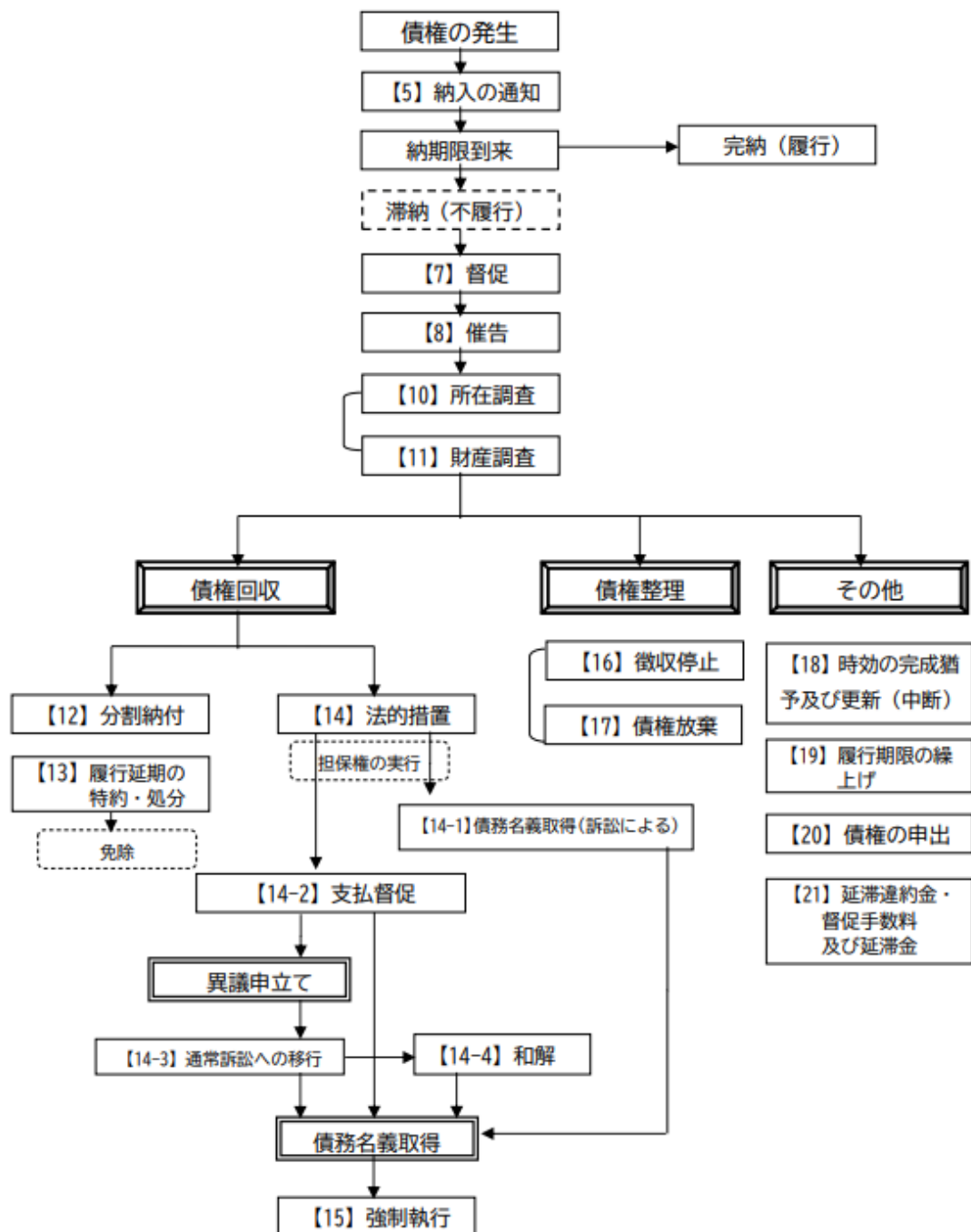
※「除斥期間」・・・期間の経過により当然に権利が消滅するものであり、時効期間とは異なり原則として中断や停止が認められない。（当事者の援用も不要）

（出所：マニュアルから抜粋）

(2) 債権回収・整理フロー図

① 私債権・非強制徴収公債権

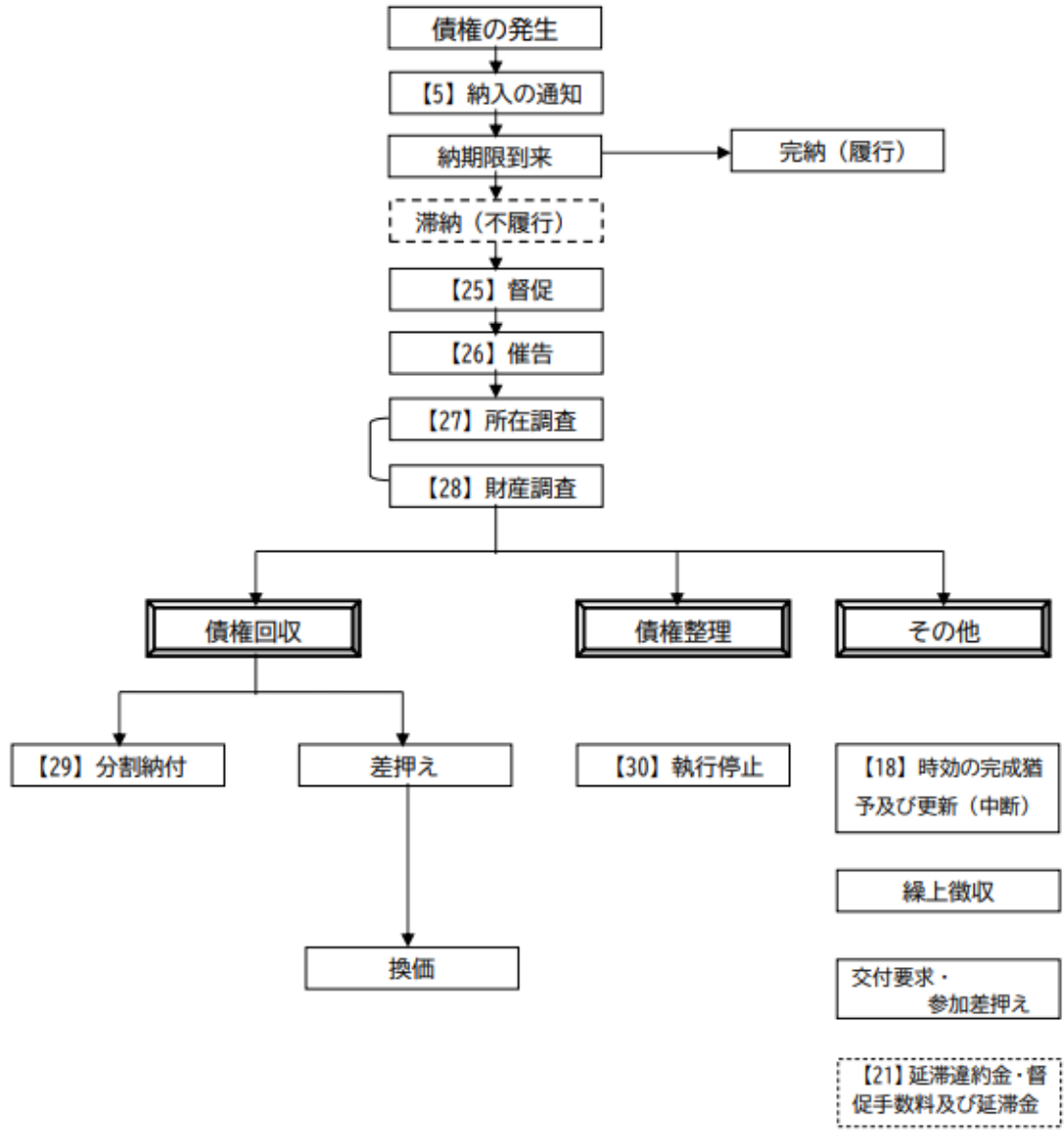
【債権回収・整理フロー図（私債権・非強制徴収公債権）】



(出所：マニュアルから抜粋)

② 強制徴収公債権

【債権回収・整理フロー図（強制徴収公債権）】



（出所：マニュアルから抜粋）

5. 用語説明

用語	説明
違約金／延滞金／延滞利子／延滞利息／遅延損害金／滞納金	償還をすべき金額を支払わなかった場合に発生する延滞金額に延滞利率を乗じて計算した額をいう。本報告書においては、各債権の根拠条例等の別により左記名称を使用している。
抗弁権	(催告の抗弁) 民法第四百五十二条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。 (検索の抗弁) 民法第四百五十三条 債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。 (同時履行の抗弁) 民法第五百三十三条 双方契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。
債権残高合計	本報告書においては、以下を債権残高合計としている。 債権残高合計＝当期末調定済残高＋当期末未調定高＋遅延損害金（未調定額）
時効の援用	(時効の援用) 民法第四百四十五条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。
時効の完成猶予	本来の時効期間が経過しても、なお所定の期間が経過するまでは時効が完成しないことをいう。 (催告による時効の完成猶予)

用語	説明
	民法第百五十条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 (協議を行う旨の合意による時効の完成猶予) 民法第百五十一条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。 一 その合意があった時から一年を経過した時 二 その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時 三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時
時効の更新	途中までの時効期間の進行を無意味にし、時効期間を新たにゼロから進行させることをいう。
収入未済額	調定済額のうち、未収入の額をいう。
承認による時効の更新	(承認による時効の更新) 民法第百五十二条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。
調定	(歳入の収入の方法) 地方自治法第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。
未調定額	県の債権のうち、収入期日が到来していないなど収入すべき状態にない額をいう。

【3】監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果および意見の記載方法

監査の結果および意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「事実」と「結果」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「事実」と「意見」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合规性、有効性、効率性および経済性の観点から県に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

2. 監査の結果および意見の件数

監査の結果および意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
債権管理に関する財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見	7 件 (全般結果 1 件) (個別結果 6 件)	32 件 (全般意見 9 件) (個別意見 23 件)

3. 監査の結果および意見の概要

監査の結果および意見の概要は、以下のとおりである。

＜債権管理に関する全般的な財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見＞

全般的な結果・意見の概要	頁
（全般意見 1）滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について	27
（全般結果 1）調定の実施時期について	27
（全般意見 2）県全体の債務者の名寄せについて	28
（全般意見 3）徴収不能引当金の算定について	30
（全般意見 4）滞留債権の債権保全の定めについて	31
（全般意見 5）債権放棄の要件について	32
（全般意見 6）発生する遅延損害金についての情報を共有した納付交渉の実施について	33
（全般意見 7）債権回収等に係る全庁的情報共有について	34
（全般意見 8）訴訟の実施状況について	34
（全般意見 9）遅延損害金（延滞金・延滞利子等）の利率について	35

<債権管理に関する各債権の財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見>

N o .	債権名（結果・意見の概要）	頁
1	建設工事請負契約書に基づく賠償金	
	意見なし	
2	生活保護返還金	
	（意見 1）債権管理業務の移管について（健康福祉政策課）	41
	（結果 1）債権管理台帳の整備について（湖東健康福祉事務所）	43
	（意見 2）督促等の実施に関する定めの整備について（湖東健康福祉事務所）	44
	（意見 3）分納期間、分納金額の取り決めについて（湖東健康福祉事務所）	45
	（意見 4）健康福祉事務所の機能の集約化について（湖東健康福祉事務所・東近江健康福祉事務所）	46
3	看護職員修学資金貸付金 他	
	（意見 5）未調定の債権について	54
	（意見 6）返還計画書の未提出から返還請求までの期間について	55
	（意見 7）延滞利子（遅延損害金）の利率について	55
	（意見 8）連帯保証人制度について	57
4	児童保護措置費負担金	
	（意見 9）債権の回収方法について（彦根子ども家庭相談センター）	61
5	近江学園使用料	
	（結果 2）債権ごとの消滅時効完成の時期の把握および債権管理台帳への記載について	65
	（意見 10）明らかに回収見込みがない債権の債権放棄について	66
6	滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	
	（結果 3）延滞利息（遅延損害金）について（子ども若者政策・私学振興課・人権教育課）	75
	（結果 4）債権管理台帳の整備について（子ども若者政策・私学振興課）	76
	（意見 11）収入未済額の他に未調定額が長期にわたって多額に	77

No.	債権名（結果・意見の概要）	頁
	存在することについて（子ども若者政策・私学振興課・人権教育課）	
	（意見 12）主債務者である借受人本人への通知について（子ども若者政策・私学振興課・人権教育課）	78
	（意見 13）主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について（子ども若者政策・私学振興課・人権教育課）	78
	（意見 14）外部委託について（子ども若者政策・私学振興課・人権教育課）	80
	（意見 15）債権管理に関する数値目標について（人権教育課）	81
7	母子福祉資金貸付金 他	
	（意見 16）長期滞納債権の債権放棄について	84
8	高度化資金	
	（意見 17）違約金（遅延損害金）について	87
9	農業改良資金貸付金	
	（意見 18）法的措置の検討について	92
10	沿岸漁業改善資金貸付金	
	（意見 19）連帯保証人への催告について	97
	（結果 5）納付誓約書の徴収について	98
	（意見 20）財産調査の実施について	98
11	県営住宅家賃 他	
	（意見 21）訴訟手続の事務負担軽減について	103
	（結果 6）連帯保証人または緊急連絡先並びに入居者の関係者への対応について	104
12	滋賀県奨学資金	
	（意見 22）延滞利息（遅延損害金）について	109
	（意見 23）長期滞納の債務者に対する督促について	109

第3 債権管理に関する財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見

＜債権管理に関する全般的な財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見＞

(1) (全般意見1) 滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について

【事実】

県は、滋賀県基本構想の実現を行財政面から下支えするための方針である「滋賀県行政経営方針 2023－2026」において、「収入未済額の縮減」という方針を打ち出しているが、具体的な目標値を設定しているわけではなく、各所管課の申告を積み上げて債権回収・整理計画を策定しているにすぎない。

【意見】

県が一定の目標を掲げ、トップダウンでそれを各主管課の目標として設定させなければ、各主管課の策定する「債権回収・整理計画」が容易に達成できる水準となる事態を防止することはできず、債権の縮減を図ることは難しい。そのため、県は、一定の債権の回収・整理に関する数値目標を設定し、それに基づいて、各主管課に同様の目標を設定させることが望まれる。

しかし、県には制度、背景を異にする多数の債権があり、それぞれが抱えている課題も異なる。それらの課題を認識しないまま、県全体の目標を定めても、その目標は達成不可能な、いわば、「絵に描いた餅」となってしまう恐れもある。そのため、県全体の目標を設定するため、短期的には個々の債権の課題の全容解明を行うとともに県の債権管理そのものの課題の方向性を見極めることが必要である。そのうえで、回収、整理の段階にある債権に対しては、改めて県全体の債権の回収、整理に関する長期的な目標および計画を策定、公表し、進捗管理を行う等、全庁的、かつ、計画的に実施していく必要がある。

(2) (全般結果1) 調定の実施時期について

【事実】

県は、地方自治法第231条に基づき、歳入を収入するときは調定する必要がある。調定とは、「歳入の内容を調査して収入金額等を決定する行為、すなわち、徴収に関する内部的意思決定の行為をいい、具体的には、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等が誤っていないかどうか、その他法令又は契約に違反することはないかどうかを調査することである」と、マニュアルで述べられている。調定は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに実施する

必要があり、分納される場合でも納付期限が到来するごとに、調定が必要である（滋賀県財務規則第 40 条）。

今回の監査において、複数の債権において、過年度の誤った時期に調定が行なわれていたもの、本来調定すべき時期に実施されていなかったものやその疑いがあるものが見つかった。

【結果】

調定すべきものを調定せずに放置した場合、その債権は、所管課にて回収すべき債権として認識されることはない。また県の地方公会計に基づく貸借対照表に債権として計上されることもなく、県の定期監査や会計管理局による収入検査でも把握できない可能性がある。つまり、所管課の債権管理からも、県の監査部門や会計管理局のモニタリングからも除外されるおそれがあると考えられる。さらに、遅延損害金は調定において定めた納付期限日の翌日を起点として算定されるため、調定せずに放置された場合、本来、調定すべき遅延損害金が調定されないまま、実質的に債権放棄されることを意味する。

県の債権管理は、債権が全て調定すべき時期に調定されることを前提に策定されている。この前提が異なる場合、それは県の債権管理の有効性を損なう重大な問題になり得る。

以上のことから、債権を管理する全ての部署に対して、調定の時期について指導を改めて行うべきである。調定されていない債権が各債権制度や調定済みの債権の金額に比べて、不自然に多額である場合等、調定時期に疑義を抱かせる状況がある場合には、調定すべき時期に実施していない債権がないか確認する必要があると考える。

【参照】

地方自治法第 231 条

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（３）（全般意見２）県全体の債務者の名寄せについて

【事実】

県には多様な債権があり、県税を除く複数の債権に関わる債務者が存在することが想定されるが、その存在は原則として所管課ごとに個別に把握され、複数の所管課で連携される必要性が生じた都度、連携されるに過ぎない。しかし、債権が増加している現状と、複数の債権に跨る債務者が存在する制度を運営している以上、個別に把握しているだけでは、共通した対応又は複数の所管課の連携が必要であるよ

うな局面に必要な行動をとることができない事態に陥る可能性を否定できない。また、当該個別の把握、連携の必要性が生じる都度、別途対応する必要があり、業務の効率性を阻害する可能性がある。

【意見】

個別に把握し、必要性が生じた都度連携するのではなく、関連する定めもしくは情報共有の仕組みを組成することで、一元的に債務者を管理するルールを設けるべきである。

そのために債権管理に関する守秘義務や債務者の個人情報保護が課題になることが想定される。

この点、前者は事務分掌や職務権限を考えると、全庁的に情報の共有ができ、その利用において地方公務員法 34 条の守秘義務が解除されると考えられる。

後者に関しても、以下の個人情報保護法の定めを踏まえれば、本人の同意を得ずとも職務上必要となる最低限の情報の相互利用は可能と考えられる。

以上のことから、県税および他部署に情報共有することが債権管理上適切ではない合理的な理由がある債権を除き、複数の債権を跨る債務者情報の一元管理を目的とした全庁的ルールを定め、実施する必要がある。

【参照】

個人情報保護法第 69 条第 4 項

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保

有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(4) (全般意見3) 徴収不能引当金の算定について

【事実】

県では、地方公会計制度に基づく財務書類の作成上、徴収不能引当金の算定に関して、貸付金のみ各所管課から回収見込み額の提供を受け、それ以外の債権は歳入の款ごとに過去5年間の平均不納欠損率により算定している。その結果、令和5年3月31日時点の一般会計等貸借対照表の徴収不能引当金として、流動資産323百万円、固定資産52百万円が計上されている。

ところが、貸付金以外の債権について平均不納欠損率により算定した場合、後述する各債権の回収状況や滞留状況を踏まえれば、回収見込み額により算定する場合に比べ徴収不能引当金が過少に計上される状況となっている。

【意見】

総務省から公表される「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において、徴収不能引当金は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。具体的には、以下の不納欠損率を用いて算定します。ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができるものとします。」とされている。

現状の算定方法も当該マニュアルに従ったものと考えられ、通常の債権であれば、問題となることはない。しかし、徴収不納実績率により算定する場合に回収見込み額により算定する場合と比較して大きく乖離する債権は、「他の方法によることがより適当であると認められる」ものであり、当該対応をしなかった結果として、県の一般会計等貸借対照表が、明らかに徴収不能引当金が過少、すなわち資産が過大に計上されている状況となっている。

以上のことから、今後、県は以下のような、「他の方法によることがより適当であると認められる」債権、すなわち個別に徴収不能引当金を算定する債権の範囲および該当した場合の算定方法を定め、それに基づき、地方公会計の決算書を作成するよう、県庁の決算書作成に関するルールを見直す必要がある。

- ・県には多数の債権があり、多額なものから少額なものまで多岐に渡るため、徴収不能引当金の個別算定対象とする重要な債権の金額基準を定める（例えば、「債権回収・整理計画」の策定を求める残高等）。
- ・個別算定対象に該当する債権のうち、回収が困難となっているものがある場合

には、「債権回収・整理計画」をもとに所管課から将来的に回収可能な金額の合理的な見積もりを入手し、個別に徴収不能引当金を計上する。

(5) (全般意見4) 滞留債権の債権保全の定めについて

【事実】

現在のマニュアルでは、滞留債権の債務者に対する資産状況の把握は定められているものの、その実行は任意とされ、各所管課（各担当者）の判断に委ねられている。しかし、収入状況だけで回収可能性や不納欠損の判断を下すには情報が不足しており、また、回収が困難となった場合に差し押さえるべき資産の状況を把握しようとしても、そういった状況に陥ってからでは実務的に限界があると考えられる。

【意見】

滞納が続くと通常、債務者から資産に関する情報の取得が困難となるため、貸付時や滞納初期に情報を把握しておくことが重要である。特に、貸付時に主債務者や連帯保証人の「給与明細」等によって収入状況、勤務先、勤続年数等の基本情報を徹底的に把握すべきである。これにより、滞納が始まった段階で状況の変化を理解し、返済の方向性を明確にすることが可能となる。

また、分割協議時に、「課税証明書」、「源泉徴収票」、「確定申告書（あるいは市民税申告書）の写し」等の現在の所得を証明できる書類や「通帳のコピー」、「証券口座の残高証明書」、「不動産登記簿」、「車検証の写し」等の資産状況を証明できる書類の提出を求めるなど、催告技術を向上させるべきである。これにより、資産状況を詳細に理解し、スムーズな返済や遅延損害金の増加抑制に繋げることが出来る。

債務者の資産や勤務先の情報を正確に把握することで、訴訟を進めて債務名義を取得し強制的に回収を図るか、状況を注視しながら催告を続けて回収を図るか等、対応方針が明確となる。また、担当者が変わっても情報の引き継ぎがスムーズとなり、債権管理を適切に進めることが出来る。これらの理由から、貸付時の重要情報の把握と催告技術の向上に取り組むべきであり、これらをマニュアル上明記するか検討する必要があると考える。

長期滞留債権の状況を見ていると、主債務者、連帯保証人のどちらか一方にのみに請求を続けるケースや寿命をはるかに超える分納期間にも関わらず一方だけから返済を求めているケースが見受けられた。両者とも資力が無いことが確認できているのであれば仕方がないが、状況を把握せぬまま一方に請求を続けている間に、両者の関係が希薄化したり、両者とも金銭的な余裕がなくなるなどしてしまうことも考えられる。

こうした点からも、明らかに資力が無いことが判明している、又は納付がないにも関わらず県の要求に応じない等あれば、即座に請求先を切り替えるなどの対応が

必要である。これらの対策を通じて、返済状況の改善や債権回収の効率化を図ることが可能となる。どの対策も、早期の段階での情報収集と催告技術の向上が基本となる。これらを適切に行うことで、滞納が続く債務者に対する対策を的確に立て、債権回収を円滑に進めることができると考えられる。

(6) (全般意見5) 債権放棄の要件について

【事実】

現在、県ではマニュアルを策定し、回収や残高管理の流れを明記しているが、債権放棄の要件については解釈の余地が大きい。その結果、実務上、債務者の破産など明確に判断できる場合を除いて、債権放棄がほとんど行われておらず、滞留債権が積み上がる状況になっている。

【意見】

県の債権は、県の重要な財産であり、県民および債務者の公平性を担保する観点から安易に債権放棄すべきではない。

しかし、回収が極めて困難な債権の回収に労力をかけ、その結果、労力を重点的に振り分けていれば、回収できた可能性の高い債権が、労力を振り分けなかったことにより滞留していくことは経済合理性の観点から好ましい状況ではない。

そもそも県の事業によって発生する債権は、商取引によって発生する通常の債権と異なり、公益性の観点から取扱いの難しいものもある。そういったものがある中で、何を、どこまで実施すればいいのか分からないまま、職員が回収できる可能性が極めて低い債権を回収できることを前提に管理し続ける状況は、職員のモチベーション維持という観点でも問題がある。

これらを踏まえれば、県は、回収が極めて困難と判断する債権の範囲について、一定の指針を策定し、それに基づいて債権放棄するよう規定を整備することが望まれる。

その指針を作成するにあたっては、県の債権の多様性、複雑性、特殊性を踏まえると、一件ごとに個別具体的に検討することとすれば、結局債権放棄すべき債権であるかどうかの判断が困難になる可能性がある。従って、債権放棄の円滑化のため、債権管理条例を制定している都道府県も含め、放棄すべき債権の範囲を定めている他府県の放棄すべき債権の要件および取組状況を参考に、私債権に共通する一定の要件を定め、それに該当したものは債権放棄するよう取り組むことで、長期間に渡る債権管理を終了させることが必要と考える。

(7) (全般意見 6) 発生する遅延損害金についての情報を共有した納付交渉の実施について

【事実】

遅延損害金は、原則、完済予定日を以って過去の年度をまとめて調定しているため、債務者本人や所管課の担当者ですら完済予定日が到来するまでその金額を把握していないケースがある。その結果、遅延損害金も県の債権の一部であるにもかかわらず、かかる認識がなされないという問題とともに、債務者が元金を完済して初めて元金の数倍に膨れ上がった遅延損害金の存在を認識することもあり（なお、遅延損害金は元本が完済して額が確定するため、債務者は、納付請求を受ける時点で金額を知ることになるが、償還計画を立てる際にも県より遅延損害金が発生することの説明を受けるため、遅延損害金が発生するということは認識している）、更に回収に時間を要する事態に陥る場合が散見された。

【意見】

地方自治法第 231 条を踏まえれば、調定は収入する時点で実施すべきものと考えられる。

しかし、その一方、遅延損害金も債権であることに変わりなく、県の債権の状況を把握するうえで一つの重要な指標である。遅延損害金の利率が高い水準の債権も存在することから、その発生状況を定期的に債務者に知らせ、早期返還に対する意識付けを行うことが重要であるが、県の現状として、長期滞留債権も多く、遅延損害金が元金を上回るほど高額になっているケースが確認された。こうした状況は監査で把握できたもの以外にも存在していることが懸念される。

長期滞留債権の要因として、遅延損害金を意識した納付交渉を行うことができず、債権額に対して安易に少額の分納を認めてしまっている可能性も推測される。

元金と遅延損害金の両方の状況を、県、債務者の両者が的確に把握しなければ、適切な分納計画を組むことは出来ない。また、全庁的にも各所管課の債権管理の実態を正確に把握するためには、それぞれの債権残高の元金、利息、遅延損害金の残高を把握する必要がある。

もちろん、現状を踏まえると、すぐに改善できるものではないことも理解している。特に、各所管課の債権の管理の手法（独自システム・Excel 等）が異なるうえ、債務者の人数が少ない所属を除いては、いずれの債権も現状の遅延損害金総額等を即座に把握できる状況になく、債務者の人数によっては、算出には多大な労力を要することが想定される。算出のために通常管理が疎かになることは避けなくてはならない。また、債権の発生頻度が異なることから、どのように通知していくかも検討する必要がある。

以上のことから、短期的な改善が難しいことは承知しているが、現状の管理を適切とは言うことはできない。中長期的な改善に向け、まずは、各所管課の状況の把握に努め、情報システムの改修の要否も含め、どのように遅延損害金を算定し、催告書等にどのように記載すべきか手法の検討を進める必要があると考える。

(9) (全般意見7) 債権回収等に係る全庁的情報共有について

【事実】

現在、県では、債権ごとに制度、債務者の状況等が大きく異なるため、各所管課においてそれぞれ債権管理を行っている。その結果として、各所属の債権回収に関する取組状況には大きな差があり、それは各債権の制度的課題である場合もあるが、課員のマンパワーや経験の差によるものも大きいと考えられる。

【意見】

県では、定期的に財政課債権回収特別対策室主催の債権管理に関する研修会を実施し、一定の効果を挙げているが、実務においては、債権回収を始めとする債権管理に係る知識と経験の蓄積が重要となり、また定期的な人事異動もあるため、その知見の維持にも限界がある。

今後はこの知見の差をなくすため、好事例、失敗事例の共有等、情報の共有をより積極的に行い、より実効性を高めていくことが必要である。

今回の報告書では、個別の債権に対し、債権管理の集約化が望ましいと考えられるものについて、意見を出している。県の債権には、その性質上、集約化が難しい業務があると想定されるが、債権回収に関する知見を個々の職員ではなく、組織に蓄積させる仕組みとするため、集約が可能な範囲で債権管理の集約化を検討し続けることが重要だと考える。

(10) (全般意見8) 訴訟の実施状況について

【事実】

回収困難となった場合に、マニュアルにおいては、訴訟を提起して回収すべき旨が定められているが、共同管理が実施されている債権を除いて、全庁的にほとんど訴訟が起こされていない実態がある。

【意見】

従来は回収・時効更新の手法として訴訟を掲げてきたため、所管課が訴訟に踏み切ることを躊躇っていた面があったとのことである。訴訟は債権回収だけでなく、債権放棄する場合においても重要なポイントとなり得る。今後、債権放棄の要件を定め、債権回収・放棄の両視点から訴訟の意味を示すことで、訴訟に対する意識が

変わっていくと考えられる。

しかし、未収金の訴訟は、弁護士に依頼する必要があることから、予算編成に影響を及ぼすこととなり、これが実務的に訴訟実施に対する阻害要因となっている可能性がある。

そのため、未収金訴訟における弁護士費用等の予算のあり方をあわせて検討し、所管課が訴訟に踏み込みやすくする制度作りを進める必要がある。

(11) (全般意見 9) 遅延損害金（延滞金・延滞利子等）の利率について

【事実】

債権の返済が延滞した場合に算定・調定する遅延損害金は、債権によって条例や契約で定められているため、その利率は債権によって異なる。

この点、その利率が 50 年以上見直されることなく、関連する県の条例で定める利率や他の私債権に比して相対的に高い利率となっているものがあり、結果として元金の数倍の遅延損害金が算定されている債権があった。

【意見】

遅延損害金の利率に関しては、債権ごとに定められているが、県の各債権の遅延損害金の利率を見ると、長期間、その利率の見直しが行われていない債権が存在することが判明した。

各種貸付金の制度の趣旨などにより、相対的に高い利率を設定する必要がある場合があることも理解はするが、どのような貸付においても一定回収不能となる債権が発生する。そのような中で、見直しが行われないうままの高利率により只々遅延損害金だけが積みあがる状況には疑問が残る。

各種貸付金の状況を踏まえれば、改めて、債権管理に関する状況の変化や、他制度、そして市中の利率の変動に伴う、遅延損害金の利率とその見直しについてのあり方を検討すべきではないか。

遅延損害金の利率変更にあたっては、過去との整合性、現に元金や遅延損害金を返済している者への説明、適用時期など検討すべき課題は多い。

しかし、今後の債権管理を踏まえれば改めて整理すべき事項である。

遅延損害金の利率を見直すにあたっては、各種貸付金を取り巻く状況等もかなり影響を与える事が推測される。こうしたことから、まずは、各種貸付金の趣旨や、時代の変化に伴う今後の徴収のあり方を踏まえて、研究・検討しながら債権の特性把握に努めたうえで、民法の改正の趣旨も考慮し、県として遅延損害金の利率設定と見直しに関する在り方を検討する必要がある。

＜債権管理に関する各債権の財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見＞

【１】建設工事請負契約書に基づく賠償金

所管部局／課名	部局名	文化スポーツ部	所属名	文化財保護課
債権の区分	私債権			
債権の概要 （発生要因含む）	県と請負契約を締結した工事について、相手方が令和2年11月21日付けで刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の規定による刑が確定したため、同契約書約款第46条の2に基づき、請負代金額の10分の2に該当する額を賠償金として請求したものである。			
関連する法令、条例等	建設工事請負契約書第46条の2			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	無し			
過去3年間の債権残高の状況				
	令和3年度 （千円）	令和4年度 （千円）	令和5年度 （千円）	
前年度末調定済み残高	45,704	45,704	45,704	
当年度発生額	－	－	－	
当年度減少額	－	－	－	
収納額（当年度調定分）	－	－	－	
収納額（過年度調定分）	－	－	－	
不納欠損処理額	－	－	－	
当年度末調定済み残高	45,704	45,704	45,704	
元金	45,704	45,704	45,704	
利息	－	－	－	
遅延損害金	－	－	－	
当年度末未調定額	－	－	－	
当年度末残高（未調定額を含む）	45,704	45,704	45,704	
遅延損害金（未調定額）※1	1,528	2,900	4,274	
債権残高合計	47,232	48,604	49,978	
過去3年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
債権放棄・不納欠損	－	－	－	
※調定に対する件数・金額	－	－	－	
訴訟（債権回収に係るもの）	1	1	1	
	45,704	45,704	45,704	
令和5年度の当年度末調定済み残高のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 （件）	金額 （千円）	1件あたり 金額 （千円／件）	

3年超～4年以内	1	45,704	45,704
合計	1	45,704	45,704

※1 遅延損害金：監査人が試算した調定前の額である。

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

県が請負事業者と建設工事請負契約を締結した「平成30年度第4号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事」、「令和元年度第3号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事」の2工事について、請負事業者の代表取締役が刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）の規定に違反し、逮捕起訴を経て、令和2年11月21日に刑が確定したため、当該2工事に係る契約書に基づき、請負代金額の10分の2に該当する額を賠償金として求めたものである。

<賠償対象工事>

- ・平成30年度第4号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事

工事請負金額 126,705,600 円 × 20% = 25,341,120 円

- ・令和元年度第3号国宝宝厳寺唐門および重要文化財宝厳寺観音堂保存修理工事

工事請負金額 101,816,000 円 × 20% = 20,363,200 円

しかし、被告となるべき者がこれに応じなかったことから、賠償金およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める訴えを提起した。令和4年2月21日の訴訟提起における県の請求の趣旨は以下のとおりである。

- ・被告は、原告に対して、45,704,320 円およびこれに対する令和3年2月18日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- ・訴訟費用は、被告の負担とする。

令和6年7月23日の判決を受け、相手方との協議および裁判所への訴訟費用額確定処分申立てによって、以下の納付があった。

- ・令和6年8月15日 上記賠償金に加え、同日までの遅延損害金 4,787,714 円
- ・令和6年11月12日 訴訟費用 159,220 円

【訴訟経過】

原審	訴訟提起	令和4年2月21日
	第1回	令和4年5月18日
	第2回	令和4年7月11日
	第3回	令和4年9月5日

	第4回	令和4年10月27日
	第5回	令和4年12月19日
	第6回	令和5年2月6日
	第7回	令和5年3月13日
	証人尋問	令和5年5月25日
	第8回	令和5年8月17日
	第9回（結審）	令和5年10月12日
	判決言渡し	令和5年11月30日
控訴審	被告側控訴	令和5年12月12日
	大阪高裁より控訴状の送達	令和6年2月28日（2月26日付）
	第1回	令和6年4月30日
	判決言渡し	令和6年7月23日

（出所：県作成資料「建設工事請負契約書に基づく賠償金請求訴訟の概要」から
抜粋）

（2）債権管理に関する数値目標

	令和4年度収入未済決算額	令和5年度処理目標	
	収入未済額（A）	処理額（B）	収納率
	（滞納者数）	（完納者数・処理者数）	（B／A）
回収対象 債権	45,704 千円	45,704 千円	100.0%
	（1 名）	（1 名）	100.0%
整理対象 債権	－千円	－千円	－%
	（－名）	（－名）	－%
合計	45,704 千円	45,704 千円	100.0%
	（1 名）	（1 名）	100.0%

（出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋）

2. 監査の結果および意見

本債権に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【2】生活保護返還金

所管部局／課名	部局名	健康医療福祉部	所属名	健康福祉政策課 各健康福祉事務所
債権の区分	非強制徴収公債権（ただし、法第 78 条徴収金は平成 26 年改正で強制徴収公債権になった。）			
債権の概要 （発生要因含む）	生活保護法に基づき、一定の要件に該当した場合、生活保護費の返還または徴収するもの			
関連する法令、条例等	生活保護法第 63 条、同第 78 条および同第 78 条の 2			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	無し			
過去 3 年間の債権残高の状況				
	令和 3 年度 （千円）	令和 4 年度 （千円）	令和 5 年度 （千円）	
前年度末調定済残高	26, 049	38, 683	38, 366	
当年度発生額	20, 726	7, 831	28, 656	
当年度減少額	8, 092	8, 148	21, 569	
収納額（当年度調定分）	6, 713	5, 646	20, 259	
収納額（前年度調定分）	1, 263	1, 662	1, 188	
不納欠損処理額	114	839	121	
当年度末調定済残高	38, 683	38, 366	45, 454	
元金	38, 683	38, 366	45, 454	
利息	—	—	—	
遅延損害金	—	—	—	
当年度末未調定残高	13, 915	16, 855	16, 978	
当年度末残高（未調定額を含む）	52, 599	55, 222	62, 432	
遅延損害金（未調定額）※ 1	—	—	—	
債権残高合計	52, 599	55, 222	62, 432	
過去 3 年間の不納欠損の実施状況（上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
不納欠損	13	15	3	
※調定に対する件数・金額	114	839	121	
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	—	
	—	—	—	
令和 5 年度の収入未済額のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 （件）	金額 （千円）	1 件あたり 金額 （千円／件）	
1 年以内	112	8, 543	76	
1 年超～ 2 年以内	142	1, 980	14	
2 年超～ 3 年以内	256	13, 205	52	
3 年超～ 4 年以内	332	3, 596	11	
4 年超～ 5 年以内	171	2, 281	13	
5 年超	1, 126	15, 845	14	

合計	2,139	45,454	21
----	-------	--------	----

※1 遅延損害金：県が試算した調定前の額である。

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

生活保護法第 63 条返還金および生活保護法第 78 条徴収金から構成されている。
それぞれの内容は以下のとおりである。

【生活保護法第 63 条返還金および生活保護法第 78 条徴収金の内容】

債権種別	内容
生活保護法第 63 条返還金	年金受給権等の資力がありながらも、裁定請求手続中で支給が始まっていない等の急迫した事情から生活保護を受給した場合に、当該資力が現金化された後、支給した保護費の範囲内の額を福祉事務所が返還させるものである。
生活保護法第 78 条徴収金	就労収入があるにも関わらず無収入であると福祉事務所に届け出る等、不実の申請や不正な手段により自ら保護を受け、又は他人に保護を受けさせた場合に、その不正に受給した額を福祉事務所が徴収するものである。

(出所：監査人により作成)

県には、当該返還金および徴収金の債権管理を行う複数の健康福祉事務所が設置されており、それぞれの管轄地域およびその債権残高は以下のとおりである。本監査では、金額的重要性の大きい東近江健康福祉事務所および湖東健康福祉事務所を監査対象として監査を実施した。

【健康福祉事務所別管轄地域および生活保護費返還金・徴収金残高】

(単位：千円)

健康福祉事務所	管轄地域	生活保護費返還金 (令和 5 年度収入 未済額)
東近江健康福祉事務所	蒲生郡	13,612
湖東健康福祉事務所	愛知郡、犬上郡	23,905
南部健康福祉事務所	草津市、守山市、栗東市、野洲市	98
湖北健康福祉事務所	長浜市、米原市	5,154
甲賀健康福祉事務所	甲賀市、湖南市	1,757
高島健康福祉事務所	高島市	927

(出所：県から入手したデータをもとに監査人が作成)

(2) 債権管理に関する数値目標

	令和4年度収入未済決算額	令和5年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	(B/A)
回収対象	35,924 千円	2,399 千円	6.7%
債権	(81 名)	(58 名)	71.6%
整理対象	2,441 千円	1,272 千円	52.1%
債権	(17 名)	(8 名)	47.1%
合計	38,366 千円	3,671 千円	9.6%
	(98 名)	(66 名)	67.3%

(出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋)

2. 監査の結果および意見

(1) (意見1) 債権管理業務の移管について(健康福祉政策課)

【事実】

南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、高島健康福祉事務所については、現在、生活保護の支給業務は実施していないため、債権管理においては新たな債権の発生はなく、過去発生した債権の回収を行っているのみである。そのため、生活保護に係る債権管理業務については、他の業務と比較すると、対応の優先順位が低くなっている。加えて、所管課は、生活保護制度の監査において債権管理についても監査を行っているが、生活保護支給業務を行っていない3つの事務所においてはその対象外となっている。

また、令和5年度末における収入未済額に係る債務者数は、南部健康福祉事務所は2名、甲賀健康福祉事務所は4名、高島健康福祉事務所は5名であり、管理対象となる人数は多くはない状況である。

過去10年間の債権残高および収入未済額の推移を見ると、新たな生活保護の支給が無いことで債権残高は当然に減少している一方で、収入未済額も徐々に残高は減少しているものの、大きな改善は見られない。

なお、甲賀健康福祉事務所は平成29年度末以降から債権残高と収入未済額が一致しており、これは、債権残高すべてが調定済で、一部弁済を繰り返し受けている状況を示している。

【3 事務所の各年度末における債権額および収入未済額の推移（過去 10 年）】

（単位：千円）

	南部健康福祉事務所		甲賀健康福祉事務所		高島健康福祉事務所	
	債権残高	収入未済	債権残高	収入未済	債権残高	収入未済
平成 26 年	3,830	2,843	3,211	2,707	8,722	1,017
平成 27 年	1,402	76	2,495	2,197	8,693	1,044
平成 28 年	1,359	76	2,415	2,397	8,665	821
平成 29 年	1,275	76	2,329	2,329	8,579	919
平成 30 年	1,169	69	2,270	2,270	8,579	947
令和元年	1,022	66	2,205	2,205	8,289	972
令和 2 年	872	60	2,087	2,087	8,065	980
令和 3 年	722	56	1,974	1,974	7,917	969
令和 4 年	576	52	1,881	1,881	7,813	952
令和 5 年	426	98	1,757	1,757	7,686	927

（出所：県から入手したデータをもとに監査人が作成）

※通常、生活保護費の返還決定をした段階で、その全額について調定を行うが、債務者に債務を一括返済できない事由がある場合には、歳入について分割して納付させる処分または特約をすることにより、分割納付、履行期限の延長を認める場合がある。この場合、分割納付（履行延期）の申請に基づき納期の到来するごとに「収入調定」を行うため、債権残高と収入未済額に差が生じる。

【意見】

新たな債権の発生が無く、また収入未済額については回収対象となる債務者数も多くはないことから、上記 3 つの事務所の債権管理業務に関して、所管課による引き取りや、現に生活保護支給業務を行っている他部署への移管を検討する余地がある。

当債権は公債権であるため、原則 5 年で消滅時効を迎えることから、特に時効が迫っているようなものについては時効の更新または回収に向けた積極的な対応が必要となる。

一方で、上記 3 つの事務所においては、生活保護に関する業務を所管しておらず、生活保護返還金に関する業務のみを遂行していることから、担当する独立した係が存在しておらず、担当者が自身の本来の業務に加えて当債権の管理も担っている状況である。また、債務者が現在も生活保護費を受給している場合、生活保護制度の枠内で返還を求める必要があり、債権管理上も生活保護制度についての理解が求められるが、支給業務がないと担当者は制度の把握が困難であるという問題点もある。

3 つの事務所における人員上の課題や、生活保護制度の運用の観点からも、債権

管理業務に関して、所管課もしくは他部署への債権管理業務の移管について検討することも一案と考えるが、一方、生活保護の実施責任は、要保護者の居住地または現在地により定められていることや、物理的な距離もあり、所管課の人員上の課題もあることから、関係各課との連携により一層努め、さらなる収納促進が図られるよう検討が必要である。

(2) (結果1) 債権管理台帳の整備について (湖東健康福祉事務所)

【事実】

湖東健康福祉事務所（以下、事務所）では、事務所全体の前年度債権残高、当年度増減額、当年度債権残高をまとめた残高管理表を作成している。しかし、個々の債権の発生日、各年度末残高、債務者に関する情報、納付記録、滞納状況、交渉記録等をまとめた債権管理台帳（個票）の作成は全体の約3分の1程度に留まり、その管理が不十分な状況にある。

【監査の結果】

債権管理台帳はマニュアルにおいて、債権管理の最も重要、かつ、基本的な事項として整備が求められている。

当該管理が不十分であると、過去の交渉記録がなく、人事異動によって債権管理担当者が変わった場合、過去の経緯を把握できないまま、回収、処分を行わざるを得ないため、その実施がより困難になる可能性がある。特に本債権は回収にあたって、債務者の収入状況、生活状況を個別かつ正確に把握しなければならないため、この点の管理はなおのこと重要であるといえる。加えて、債権の発生日や督促状況等を把握できないことから、時効の管理も困難になる可能性が高い。

監査実施日において、未作成の債権分の債権管理台帳（個票）の作成を進めていたが、債権管理の根幹を担う非常に重要な資料であるため、早急に以下マニュアル「参考様式2 債権管理台帳（個票）」を参考に、全ての債権について債権管理台帳（個票）を作成すべきである。

【債権管理台帳（個票）】

				番 号	
金 額		円	発生年月日	年 月 日	
納 期 限		年 月 日			
債 務 者 連 帯 保 証 人	氏		生年月日	年 月 日	
	住		電話番号		
	職業・勤務先		電話番号		
	所得金	(年)	保有資産		
連 帯 保 証 人	氏		生年月日	年 月 日	
	住		電話番号		
	職業・勤務先		電話番号		
	所得金	(年)	保有資産		
担 保					
納 付 記 録	日 付	金 額	納 付 者	備 考	
滞納原因及び今後の回収見込					
処分状況	日 付	指定期限等	内 容 ・ 方 法		
督 促					
催 告					
債務承認					
滞納処分 ・ 強制執行等					
折 衝 記 録	日 付	折 衝 相 手	応 対 者	内 容	

（出所：マニュアル参考様式2 債権管理台帳（個票）から抜粋）

（3）（意見2）督促等の実施に関する定めの整備について（湖東健康福祉事務所）

【事実】

債務者がその納付の期限をすぎても、なおその債務を履行しない場合に期限を指定してその納付を催告する行為を督促という。

地方自治体が行う私債権・非強制徴収公債権の督促は、地方自治法第236条第4項に基づき、時効の更新の効力を有するため、債権管理において重要な行為である。

ここで、事務所は当該督促に関し、一律の指針のないまま、債権者の個々の状況を勘案し、滞納期間が5年以上の債権や分納する旨の宣誓書を提出後、一度も返還がされていない債権等、債権担当者が課題ありとして認識した債権を中心に督促を行っている状況であった。

【意見】

マニュアルでは、滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例第1条の定めに基づき、納期限後30日以内に督促状を発付する旨が定められている。これは一律の基準を設けることによって、督促実施の判断時間を削減し、督促を早期に行うことで回収を促すものと考えられる。

しかしながら、事務所では、一律の指針がないまま、債務者の個々の状況を都度考慮し、督促を行っている。その結果、一律の指針があれば発生することのない事務所の債権管理担当者による判断の相違と、判断に要する時間が発生している状況が散見された。

本債権の回収にあたっては、債務者の収入状況や生活状況を個別かつ正確に把握する必要もあるため、一律の指針の適用が実務上難しい場合も考えられる。しかし、その場合でも、参考として一定の指針を設けることで、担当者による判断の乖離やその判断に要する手間を削減し、回収に関する業務を効率的かつ効果的に実施することが可能となると考えられる。

以上のことから、事務所は、マニュアルに準拠した対応を取るか、それが難しい場合、督促を実施すべき一定の指針およびその実施方法を定め、それに基づき、当該行動を行うよう運用を徹底する必要がある。

【参考】

滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例

第1条 分担金、使用料、手数料および過料その他県の収入を定期内に納めない者があるときは、知事は、納期限後30日以内に督促状を発する。

(4) (意見3) 分納期間、分納金額の取り決めについて (湖東健康福祉事務所)

【事実】

本債権は、原則として一括で返還する必要があるが、地方自治法施行令第171条の6および7の規定に基づき、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき」、「債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することが

やむを得ないと認められるとき」等、一定の要件を充足していると判断される場合には、事務所に「履行延期（分割延納）申請書」、「返済誓約書」を提出することで、「返済誓約書」の返済計画に基づく分割返済、すなわち履行延期の特約が認められる。

この分納期間、分納金額は生活を維持するために必要最低限の資金は債務者の手元に残るよう、個別に取り決めており、基本的には5年を目安に返済計画を策定しているとのことであったが、個々の返済計画を閲覧した結果、分納期間が50年を超えるものもあり、過度に長期間に渡っているものが発見された。

【意見】

5年を目安に返済計画が策定されている中、50年という長期間の返済計画は債務者間の公平性という点で課題があり、加えて回収可能性という点でも、債務者が返済中に返済不能なほど高齢になる可能性も高いため、返済計画として不適切であると言わざるを得ない。

たしかに本債権は個別具体的な検討が必要であるため、一律の基準を設けることには困難を伴う可能性がある。

この点、地方自治法施行令第171条の7において、上述の履行延期の特約が認められた場合、その後、「十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権およびこれに係る損害賠償金等を免除することができる。」旨が定められている。当該規定を踏まえれば、履行延期の特約を認める場合、まずは5年間から当該定めめの10年間を一定の分納期間として定め、10年経過時点で地方自治法施行令第171条の7の適用を検討することが有用と考える。

仮にこの5年間から10年間という分納期間を超えるような計画を策定せざるを得ない場合には、別途所内承認を必要とするとともに、定期的に一定の分納期間の返済計画に変更できないか見直しを行うことで、実現可能性が極めて乏しい返済計画が策定されたまま放置されることを防止するべきと考える。

（５）（意見４）健康福祉事務所の機能の集約化について（湖東健康福祉事務所・東近江健康福祉事務所）

【事実】

事務所では、債権担当者とともにケースワーカーが協力して本債権の回収に当たっている。

しかし、債権管理を行ううえでは、債務者個々の状況を考慮する必要があるため、回収には一定の工数が必要であり、本債権が増加傾向にある中、マンパワー不足が課題となっている。また、債務者の生活支援する立場であるケースワーカーが厳し

く返還を求めた場合、債務者との信頼関係に溝が生じ、その後の支援が困難になる可能性があるため、ケースワーカーがマンパワー不足を補完することには限界があると考えられる。

【意見】

本債権の回収には、一定のマンパワーが必要であり、また上述のような指針を策定したとしても、債権の性質上、個別の判断が必要であり、依然として一定の工数がかかることが想定される。さらに、本債権は近年増加傾向にあり、現在の管理体制では今後この状況はより厳しいものとなる可能性がある。

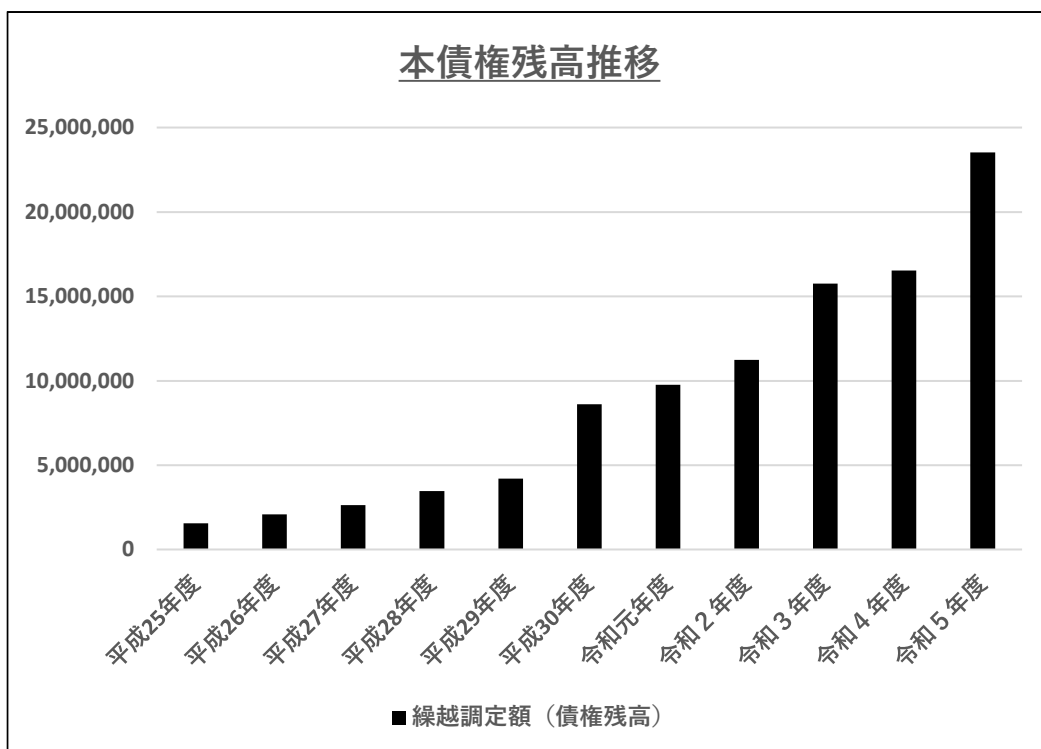
県内には複数の健康福祉事務所が設置されており、現在、それぞれの事務所に債権担当者が配置され、債権回収等の業務に当たっている。しかし、債権管理の業務は、全ての事務所に統一されたルールがあり、債権の性質も大きく変わることはない。そういった状況を鑑みれば、地域間で大きな差が生じない業務については、特定の健康福祉事務所に機能を集約し、一元的に管理を引き受けることで、全体的な効率化を図ることができると考えられる。そして、これは近年の情報技術の発展に伴い、過去の状況に比して、容易に実施可能なものになっていると考える。

たしかに本債権は、債務者の個人情報等、慎重に取り扱うべき情報も多く含む債権であるため、容易に集約化できる業務のほか、それが難しい業務もあると想定される。しかし、容易に集約化が可能な領域から段階的に集約していくことで、他の領域の集約化にも好ましい影響が想定される他、現時点で難しくとも、今後の情報技術の発展によって実現できる可能性も大いにあり、重要なことは集約化していこうという方針を検討し続けることと考える。

以上のことから、今後、健康福祉政策課や他の健康福祉事務所との事務の統合、又は債権管理の機能集約を行い、全体的な効率化を図ることを検討すべきである。

【本債権残高推移】

(単位：円)



(出所：県からの入手資料をもとに監査人が作成)

【3】看護職員修学資金貸付金 他

所管部局／課名	部局名	健康医療福祉部	所属名	医療政策課
債権の区分	私債権			
債権の概要 （発生要因含む）	債権は看護職員修学資金と授業料資金に区分される。 看護職員修学資金は滋賀県看護職員修学資金制度による私債権であり、看護職員修学資金は保健師・助産師・看護師・准看護師と修士課程と認定看護師の3つに分かれ、令和6年3月末時点で貸与を継続しているのは保健師・助産師・看護師・准看護師のみである。 授業料資金は滋賀県看護師等養成所授業料資金貸与制度に基づく私債権であり、令和6年3月末時点で貸与を継続している。 滋賀県看護職員修学資金制度は看護師等養成施設に在学する者で、卒業後県内の免除対象施設（特定施設）で看護職員として仕事をしたいと考えている者に、県が勉学を続けるのに必要な資金を貸し付ける制度である。 滋賀県看護師等養成所授業料資金貸与制度は看護師等養成所に在学している者のうち卒業後に県内の医療機関等で看護師等として仕事をしたいと考えている者に、県が勉学を続けるのに必要な資金を貸し付ける制度である。 県内の看護職員の充足を図ることを目的とした貸付であるため、返還事由に該当した者は、貸し付けた金額を返還要求する。			
関連する法令、条例等	修学資金貸与条例、修学資金貸与条例施行規則、授業料資金貸与要綱、授業料資金貸与要綱細則			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	無し			
過去3年間の債権残高の状況				
	令和3年度 （千円）	令和4年度 （千円）	令和5年度 （千円）	
前年度末調定済み残高	9,468	8,486	7,649	
当年度発生額	49,156	43,710	43,764	
当年度減少額	50,138	44,546	43,506	
収納額（当年度調定分）	47,924	42,415	42,440	
収納額（前年度調定分）	2,214	2,131	1,066	
不納欠損処理額	—	—	—	
当年度末調定済み残高	8,486	7,649	7,906	
元金	4,893	5,392	5,939	
利息	—	—	—	
遅延損害金	3,592	2,257	1,966	
当年度末未調定額	1,006,186	978,944	964,873	
当年度末残高（未調定額を含む）	1,014,671	986,593	972,779	

遅延損害金（未調定額）※ 1	—	—	70
債権残高合計	1,014,671	986,593	972,849
過去3年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））			
債権放棄・不納欠損 ※調定に対する件数・金額	—	—	—
	—	—	—
訴訟（債権回収に係るもの）	3	—	—
	1,986	—	—
令和5年度の当年度末残額のうち、滞納している債権の年数別内訳表			
滞納年数	件数 （件）	金額 （千円）	1件あたり 金額 （千円／件）
1年以内	59	1,323	22
1年超～2年以内	36	891	24
2年超～3年以内	27	958	35
3年超～4年以内	38	1,417	37
4年超～5年以内	1	28	28
5年超	147	3,287	22
合計	308	7,906	25

※ 1 遅延損害金：県が試算した調定前の額である。

1. 債権の内容と目標

（1）債権の概要

債権は看護職員修学資金と授業料資金に区分される。

➤ 看護職員修学資金

滋賀県看護職員修学資金貸与制度に基づく私債権であり、保健師修学資金・助産師修学資金・看護師修学資金・准看護師修学資金と大学院修学資金と認定看護師修学資金の3つに分かれ、令和6年3月末時点で貸与を継続しているのは保健師修学資金・助産師修学資金・看護師修学資金・准看護師修学資金のみである。

保健師修学資金・助産師修学資金・看護師修学資金・准看護師修学資金は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条から第22条までの規定に基づき文部科学大臣が指定した学校または都道府県知事が指定した養成所に在学している者が貸与対象である。

貸与は毎月行われ、無利子で貸与する。

貸与額は下表のとおりである。

保健師、助産師および 看護師		准看護師		大学院および 認定看護師
国公立	国公立以外	国公立	国公立以外	
32,000 円	36,000 円	15,000 円	21,000 円	83,000 円

(出所：修学資金貸与条例をもとに監査人が作成)

本制度は、看護師等養成施設に在学する者で、卒業後県内の免除対象施設で看護職員として仕事をしたいと考えている者に、県が勉学を続けるのに必要な資金を貸し付ける制度である。県内の看護職員の充足を図ることを目的とした貸付であるため、以下の返還免除の要件を定めて該当する者は修学資金の返還を免除する。

保健師、助産師および 看護師	准看護師	大学院および認定看護師
養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得し、直ちに免除対象施設において引き続き5年間業務に従事したとき。		(大学院) 修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事し、引き続き5年間県内において業務に従事したとき。 (認定看護師) 認定看護師教育課程を修了した日から1年を経過する日までに認定看護師となり、直ちに免除対象施設において引き続き5年間業務に従事したとき。
業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。		

(出所：修学資金貸与条例をもとに監査人が作成)

以下返還事由に該当したものは、修学資金（大学院修学資金および認定看護師修学資金を除く。）の貸与に係る修学生であった者にあつては貸与を受けた期間（修学資金が貸与されなかった期間を除く。）に相当する期間内に、大学院修学資金の貸与に係る修学生であった者にあつては10年以内に、認定看護師修学資金の貸与に係る修学生であった者にあつては5年以内に、月賦または最長半年賦の均等払いにより知事に返還しなければならない。

(1) 修学資金の貸与契約が以下の場合に解除されたとき。

- ✓ 退学したとき。
- ✓ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ✓ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ✓ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ✓ 死亡したとき。
- ✓ その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 修学資金（大学院修学資金および認定看護師修学資金を除く。）の貸与に係る修学生であった者が、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該養成施設卒業に係る看護職員の免許を取得しなかったとき。

(3) 認定看護師修学資金の貸与に係る修学生であった者が、認定看護師教育課程を修了した日から1年を経過する日までに認定看護師とならなかったとき。

(4) 修学資金（大学院修学資金を除く。）の貸与に係る修学生が免許を取得した後または認定看護師になった後直ちに免除対象施設において、大学院修学資金の貸与に係る修学生が修士課程を修了した日から1年を経過する日までに県内において業務に従事しなかったとき。

(5) 上記返還の免除を受ける前に業務外の理由により、死亡したとき、および修学資金（大学院修学資金を除く。）の貸与に係る修学生が免除対象施設において、大学院修学資金の貸与に係る修学生が県内において業務に従事しなくなったとき。

（出所：修学資金貸与条例をもとに監査人が作成）

返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子（遅延損害金を本債権では修学資金貸与条例第10条に基づき延滞利子とする。以下同様）を支払わなければならない。

➤ 授業料資金

滋賀県看護師等養成所授業料資金貸与制度に基づく私債権であり、令和6年3月末時点で貸与を継続している。

授業料資金は、看護師等養成所に在学している者のうち卒業後県内の保健所、市町村および医療機関等の保健医療の業務に勤務を希望する者が貸与対象である。

貸与は毎月行われ、無利子で貸与する。貸与額は授業料の月額または 22,050 円のうちいずれか小さい額に相当する額である。本制度は、看護師等養成施設に在学する方で、卒業後県内の保健所、市町村および医療機関等で看護師等として仕事をしたいと考えている者に、県が勉学を続けるのに必要な資金を貸し付ける制度である。県内の看護師等の充足を図ることを目的とした貸付であるため、以下の返還免除の要件を定めて該当する者は修学資金又は授業料資金の返還を免除する。

- 看護師等養成所を卒業した日から 1 年を経過する日までに免許を取得し、直ちに県内の保健所等において引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間業務に従事したとき。
- 上記業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため保健医療職員としての業務を継続できなくなったとき。
- そのほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

(出所：授業料資金貸与要綱をもとに監査人が作成)

以下返還事由に該当した者は、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦または最長半年賦の均等払いにより返還しなければならない。

- (1) 授業料資金の貸与契約が以下の場合に解除されたとき。
 - ✓ 退学したとき。
 - ✓ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - ✓ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - ✓ 授業料資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - ✓ 死亡したとき。
 - ✓ その他授業料資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 看護師等養成所を卒業した日から 1 年を経過する日までに当該看護師等養成所卒業にかかる保健師、助産師、看護師または歯科衛生士の免許を取得しなかったとき。
- (3) 免許を取得した後、直ちに県内において業務に従事しなかったとき。
- (4) 上記返還の免除を受ける前に業務外の理由により死亡し、または県内の保健所等において業務に従事しなくなったとき。

(出所：授業料資金貸与要綱をもとに監査人が作成)

返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子(遅延損害金を本債権では滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱第9条に基づき延滞利子とする。以下同様)を支払わなければならない。

(2) 債権管理に関する数値目標

	令和4年度収入未済決算額	令和5年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	(B/A)
回収対象 債権	6,326 千円	1,066 千円	16.8%
	(20 名)	(11 名)	55.0%
整理対象 債権	1,323 千円	－千円	－%
	(8 名)	－名	－%
合計	7,649 千円	1,066 千円	13.9%
	(28 名)	(11 名)	39.3%

(出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋)

2. 監査の結果および意見

(1) (意見5) 未調定の債権について

【事実】

債務者が上記返還事由に該当した場合、債務者は県へ貸与された額を返還しなければならない。返還事由に該当した場合、債務者は県へ返還計画書を提出し、当該計画書に基づき返還を行う。県は返還計画書を入手し、当該計画書に基づき調定を行う。

しかし、上表の令和5年度末未調定残高 964,873 千円のうち、返還計画書が未提出であることを理由にした残高は 110 件、50,420 千円であり、残りは返還計画書における返還期日が未到来のものおよび返還義務が発生していないものである。

【意見】

返還計画書は、修学資金貸与条例施行規則第10条第1項および授業料資金貸与要綱細則第10条第1項に基づき、下表の期間以内に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて県へ提出しなければならない。

看護職員修学資金	返還義務が生じた日から 15 日以内
授業料資金	返還義務が生じた日から 30 日以内

未調定額は「財産に関する調書」に記載されるものであり、簿外債権ではないが、返還計画書が未提出であることは今後の債権回収見込みが立たない債権である可能性があり、債権回収の観点からは好ましい状況ではなく、返還計画書を上表期限内に網羅的に入手するよう努めるべきである。

(2) (意見 6) 返還計画書の未提出から返還請求までの期間について

【事実】

上表のとおり、修学資金は返還義務が生じた日から 15 日以内、授業料資金は返還義務が生じた日から 30 日以内に返還計画書を県へ提出しなければならない。

もし返還計画書を提出しない場合、修学資金貸与条例施行規則第 10 条第 2 項および授業料資金貸与要綱細則第 10 条第 2 項より、県は債務者へ借用金額を一括して返還するよう請求することができる。

令和 6 年 3 月末時点で返還計画書が未提出のものは(意見 2)に記載の 110 件、50,420 千円あり、すべて 1 年以上返還計画書が提出されていない。

しかし、返還計画書が提出されず、借用金額を一括して返還する請求を行う場合について、明確な期間を県は定めていない。

【意見】

返還計画書が提出されない場合に、債務者へ一括返還を請求することは「できる」規定であり、「しなければならない」わけではないため、債務者へ一括返還を請求しないこと自体は規定違反ではない。

返還計画書の未提出期間が 1 か月未満の場合は債務者の返還能力がないことよりも、事務的な遅延による理由が強いと考えられる。しかし、返還計画書の未提出期間が 12 ヶ月以上に近づくほど返還能力に疑義が生じていく。

そのため、県は返還計画書の未提出期間が一定期間を超えた時点で一括請求することは債権金額の回収に資すると考えられる。

しかし、一括返還の請求を行うべき返還計画書の未提出期間が明確でないことは債務者に対する公平性の観点から、好ましくない。

よって、返還計画書の未提出から返還請求までの期間を 6 ヶ月や 12 ヶ月等明確にすべきである。

(3) (意見 7) 延滞利子（遅延損害金）の利率について

【事実】

修学資金および授業料資金は、返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない

らない。年 14.5%の割合は滋賀県看護職員修学資金貸与制度および滋賀県看護師等養成所授業料資金貸与制度が開始した当時から変わっていない。制度開始時、当該制度は国の補助事業であったため、国が定めた実施要綱等に基づいて、県は条例等で延滞利子の利率を 14.5%に決定したと推測される。

【意見】

私債権である本制度の延滞利子の利率 14.5%について、利息制限法や消費者契約法における延滞利子の上限利率と比較すると高いとは言えない。

- ・ 利息制限法（利息制限法第 1 条、4 条、7 条）

＜営業的金銭消費貸借の場合＞

20%

＜営業的金銭消費貸借以外の場合＞

元金の額が 10 万円未満の場合、29.2%

元金の額が 10 万円以上、100 万円未満の場合、26.28%

元金の額が 100 万円以上の場合、21.9%

- ・ 消費者契約法（消費者契約法第 9 条 1 項 2 号）

年 14.6%

他方で、公債権が対象である、滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例第 4 条第 1 項においては、滞納金額に年 10.75%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するとしている。また、包括外部監査の対象となっている他の私債権において、多くが延滞利子の利率を 10.75%に定めている。

本制度は私債権であるため、公債権を対象としている滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例と異なる点は必ずしも問題ではない。また、他の私債権との比較においても、延滞利子の利率の設定には個々の制度上の事情が考慮されていることから、本債権の延滞利子の利率は相対的に高く設定されていることは事実であるが、これを否定するための十分な根拠はない。

しかし、制度開始から現在に至るまで経済情勢は変化している中で、本制度の延滞利子の利率は変わらず、回収不能となる債権が発生する点には疑問が残る。

したがって、本制度による債権の状況を踏まえて、改めて延滞利子の利率設定のあり方に関して検討すべきであると考ええる。

但し、延滞利子の利率変更にあたっては、過去との整合性、現に元金や延滞利子を返還している者への説明、適用時期などには配慮が必要である。

(3) (意見8) 連帯保証人制度について

【事実】

滋賀県看護職員修学資金貸与条例施行規則第3条および滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与要綱細則第3条において、修学資金および授業料資金を受ける者は、「一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない」と定めている。

長期滞納している主債務者（親）が、子の連帯保証人になっているケースが存在し、子の貸与額は2件で2,100千円である。

【意見】

修学資金および授業料資金は制度が始まってから長期間経過している。そのため、長期滞納債権となっている場合、主債務者が子の連帯保証人になるケースも考えられ、実際に2件、2,100千円の債権で発生している。

制度上、貸し付けを行わなければならないとはいえ、返済が滞っている中で連帯保証人としての役割を果たせるかは疑問である。

そのため、新規の貸し付けが今後も発生しうることから、返済状況の改善や債権回収の効率化を図るために、現在の主債務者が連帯保証人となる可能性のあるケースに備え、債権回収が可能となるように連帯保証人制度の見直しを図る必要があると考えられる。

【4】児童保護措置費負担金

所管部局／課名	部局名	子ども若者部 健康医療福祉部	所属名	子ども家庭支援課 障害福祉課 各子ども家庭相談 センター
債権の区分	強制徴収公債権			
債権の概要 （発生要因含む）	児童福祉法に基づき、児童を施設入所、里親委託等に措置した場合に、本人または扶養義務者からその負担能力に応じて徴収するもの			
関連する法令、条例等	児童福祉法、児童福祉法第 56 条の徴収等に関する規則、児童福祉法第 56 条の規定に基づく負担金の徴収取扱要領			
債権回収に関する専門 業者への委託の有無	無し			
過去 3 年間の債権残高の状況				
	令和 3 年度 （千円）	令和 4 年度 （千円）	令和 5 年度 （千円）	
前年度末調定済み残高	35, 108	37, 399	38, 110	
当年度発生額	18, 045	18, 477	17, 477	
当年度減少額	15, 756	17, 767	15, 974	
収納額（当年度調定分）	10, 452	11, 335	10, 016	
収納額（前年度調定分）	1, 332	2, 046	1, 803	
不納欠損処理額	3, 972	4, 386	4, 155	
当年度末調定済み残高	37, 399	38, 110	39, 615	
元金	37, 399	38, 110	39, 615	
利息	—	—	—	
遅延損害金	—	—	—	
当年度末未調定額	—	—	—	
当年度末残高（未調定額を含む）	37, 399	38, 110	39, 615	
遅延損害金（未調定額）	—	—	—	
債権残高合計	37, 399	38, 110	39, 615	
過去 3 年間の不納欠損の実施状況（上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
不納欠損	475	483	407	
※調定に対する件数・金額	3, 972	4, 386	4, 155	
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	—	
	—	—	—	
令和 5 年度の当年度末残額のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 （件）	金額 （千円）	1 件あたり 金額 （千円／件）	
1 年以内	617	7, 462	12	
1 年超～2 年以内	532	6, 434	12	

2年超～3年以内	451	6,824	15
3年超～4年以内	412	5,465	13
4年超～5年以内	440	5,732	13
5年超	560	7,702	13
合計	3,012	39,615	13

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

児童福祉法第27条第1項第3号および第2項の規定により児童を里親に委託、又は児童自立支援施設等に入所させた場合に、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用を徴収するものである。

県は、児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収取扱要領を定めており、児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則第4条の規定により、徴収金基準額を算定する。

なお、措置入所（児童を施設等に入所させること）の際には親権者等の同意を得ているが、同意が得られない場合は児童福祉法第28条に基づき家裁へ申し立てを行い、承認後、入所となる。この場合、児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収取扱要領第7（1）カにより、負担金は全額免除としている。

【児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則、児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収取扱要領】

関連する法令等	内容
児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則	第4条 法による措置等を受けた者で、次の各号に掲げるものに係る1月当たりの負担金の額は、当該各号に定める額とする。 (1) 法第22条の規定による助産の実施を受けた者、法第23条の規定による母子保護の実施を受けた者、法第27条第1項第3号の規定による措置（障害児入所施設に入所させる措置を除く。）を受けた者および法第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施を受けた者 所定の表第1の施設種別および各月初日（月の途中で法による措置等をされた児童等については、その月の初日。以下この項において同じ。）の児童等の属する世帯の階層区分によって定まる徴収金基準額（この額にその月の当該児童等に係る支弁額が満たない場合は、その支弁額に相当する額。以下この項において

	同じ。) (2) 法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置（障害児入所施設に入所させる措置に限る。）を受けた者および同条第 2 項の規定による措置を受けた者 所定の表第 2 の各月初日の児童等の属する世帯の階層区分によって定まる徴収金基準額 2 法第 20 条第 1 項の規定による措置を受けた者に係る 1 月当たりの負担金の額は、当該措置を受けた児童等の属する世帯の所定の表第 3 の左欄に掲げる世帯の階層区分に応じ、同表の中欄に掲げる徴収基準月額（この額にその月の当該児童等に係る支弁額が満たない場合は、その支弁額に相当する額）とする。 3 同一月内に同一世帯の 2 人以上の者が前項に規定する措置を受けた場合の当該同一世帯の 2 人以上の者（当該同一世帯の 2 人以上の者のうち最初に当該措置を受けた者を除く。）に係る同項の規定の適用については、同項中「中欄に掲げる徴収基準月額」とあるのは、「右欄に掲げる徴収基準加算月額」とする。 4 月の途中において法第 20 条第 1 項、第 27 条第 1 項第 3 号もしくは同条第 2 項に規定する措置もしくは法第 23 条の規定による母子保護の実施を行い、または当該措置もしくは実施を解除し、停止し、もしくは変更した場合の負担金の額は、日割計算によって得た額とする。
児童福祉法第 56 条の規定に基づく負担金の徴収取扱要領	第 7 徴収金の免除 (1) 規則第 7 条の規定に基づく負担金の全部または一部を免除することができる場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。 ア～オ (省略) カ 法第 28 条の規定により親権者または後見人の意に反して法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置をした場合は階層区分にかかわらず全額免除とすることができる。(18 歳到達後、本人の同意により入所している場合も含む) キ、ク (省略)

県には4つの子ども家庭相談センターが設置されており、それぞれの所管区域および収入未済額は以下のとおりである。本監査では、金額的重要性の大きい中央子ども家庭相談センターおよび彦根子ども家庭相談センターを対象として監査を実施した。

【子ども家庭相談センター所管区域および収入未済額】

(単位：千円)

センター名	所管区域（市町）	収入未済額 (令和5年度)
中央子ども家庭相談センター	草津市、守山市、栗東市、野洲市	15,807
彦根子ども家庭相談センター	彦根市、長浜市、米原市、愛荘町、 豊郷町、甲良町、多賀町	17,741
大津・高島子ども家庭相談センター	大津市、高島市	4,526
日野子ども家庭相談センター	近江八幡市、甲賀市、湖南市、東 近江市、日野町、竜王町	— (※)

(出所：県から入手したデータをもとに監査人が作成)

※日野子ども家庭相談センターは令和6年4月1日に開設。

(2) 債権管理に関する数値目標（彦根子ども家庭相談センターに限る）

	令和4年度収入未済決算額	令和5年度処理目標	
	収入未済額（A）	処理額（B）	収納率 (B/A)
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	
回収対象 債権	14,327 千円	883 千円	6.2%
	(41 名)	(7 名)	17.1%
整理対象 債権	2,243 千円	2,243 千円	100.0%
	(26 名)	(26 名)	100.0%
合計	16,571 千円	3,126 千円	18.9%
	(67 名)	(33 名)	49.3%

(出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋)

2. 監査の結果および意見

(1) (意見9) 債権の回収方法について（彦根子ども家庭相談センター）

【事実】

彦根子ども家庭相談センター（以下、センター）における債権管理事務の流れは次のとおりである。

- ① 要保護児童の入所措置後、扶養義務者（保護者）の所得状況および児童の世帯状況の調査を踏まえて費用徴収額（月額）を決定し、扶養義務者（保護者）に金額を通知（決定通知の送付）する。
- ② 毎月納入通知書（原則月末を納期限としている）を送付し、扶養義務者（保護者）は金融機関で納付（口座振替含む）する。
- ③ 期限までに納付されなかった場合、滞納として納期限後 30 日以内に督促状を送付する。それでも納付されない場合、訪問や電話等による納付指導を行った後、催告書（年 3 回）を送付する。

督促状や催告書の送付が続くと、扶養義務者（保護者）はその重要性の認識が薄れがちとなり、内容の確認を行わない場合もある。そこで、センターは、滞納債権を減少させるための取組として、催告書の送付の際に使用する封筒の色を変更したり、重要書類であることを明記するなど、債務者への支払いに対する働きかけを行っており、一定の反応はあるものの、劇的な回収には繋がっていない状況である。

当債権は強制徴収公債権であり、債権者は自力執行権、すなわち、債務不履行があれば裁判手続を経ることなく債権者自ら財産の差押えなど強制力のある滞納処分を行う権利を有している。そして、当債権の徴収事務は、滋賀県事務委任規則第 11 条(23)により、子ども家庭相談センター所長に委任されていることから、子ども家庭相談センター所長は自力執行権を行使することが可能である。

【意見】

強制徴収債権であるにも関わらず、センター所長による自力執行権の行使が十分に行われていないのが現状である。その背景として、例えば親権者による虐待等を理由に児童を保護し施設に入所させているような場合、入所に際して同意していても、措置入所について十分に納得していない親権者もあり、負担金の支払いを拒むケースがある。このような状況で債権回収を強行すると、ケースワークに影響が出る可能性があることから、親権者との関係性を重視し、債権回収について慎重にならざるを得ないという状況がある。

しかし、公債権は時効の援用なく原則 5 年で消滅するため、支払いを拒否し続ければ、債務者は支払義務が無くなり、債務者間で不公平が生じることとなる。したがって、他の納入者との公平性の観点から、財産調査の結果、差押え可能な財産を発見した場合、滞納処分の執行を行うべきである。

なお、子ども家庭相談センターは県内に 4 つ設置されているため、効率性や滞納している債務者への統一的な対応といった観点から、債権管理機能を集約し、子ども家庭相談センターは児童の保護機能の発揮に注力するといった対応も検討の余地があると考ええる。

【5】近江学園使用料

所管部局／課名	部局名	健康医療福祉部	所属名	障害福祉課 近江学園
債権の区分	私債権			
債権の概要 （発生要因含む）	近江学園を利用し、国が定めた基準により国・県市町からの給付費を除算した額を利用者負担金として徴収する。			
関連する法令、条例等	・ 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例 ・ 児童福祉法 ・ 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	無し			
過去３年間の債権残高の状況				
	令和３年度 （千円）	令和４年度 （千円）	令和５年度 （千円）	
前年度末調定済み額	8,789	8,649	8,684	
当年度発生額	3,117	3,286	2,976	
当年度減少額	3,257	3,251	3,064	
収納額（当年度調定分）	3,003	3,195	2,941	
収納額（前年度調定分）	253	56	122	
不納欠損処理額	—	—	—	
当年度末調定済み額	8,649	8,684	8,596	
元金	8,649	8,684	8,596	
利息	—	—	—	
遅延損害金	—	—	—	
当年度末未調定額	—	—	—	
当年度末残高（未調定額を含む）	8,649	8,684	8,596	
遅延損害金（未調定額）	—	—	—	
債権残高合計	8,649	8,684	8,596	
過去３年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
債権放棄・不納欠損	—	—	—	
※調定に対する件数・金額	—	—	—	
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	—	
	—	—	—	
令和５年度の当年度末調定済残高のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 （件）	金額 （千円）	１件あたり 金額 （千円／件）	
１年以内	7	34	4	
１年超～２年以内	4	29	7	

2年超～3年以内	9	85	9
3年超～4年以内	6	42	7
4年超～5年以内	29	221	7
5年超	314	8,182	26
合計	369	8,596	23

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

近江学園は、児童福祉法第35条②の規定(※2)に基づき設置された児童福祉施設である。

(近江学園の概要)

種別	障害児入所施設
定員	90名（短期入所を含む）
ユニット数	11
支援内容	・各ユニットにおける児童の生活支援 ・作業活動棟を利用した日中支援 ・ソーシャルワーカー、看護師、心理士、管理栄養士等を含む多職種連携による総合的な支援

（出所：県のホームページから抜粋）

※2：児童福祉法第35条② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

(近江学園使用料の概要)

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例に規定する使用料のうち、利用者負担分を毎月調定のうえ請求している。

このうち、支払いがなされなかったものが未収金（債権）となる。

負担上限月額

所得区分		負担上限月額
生活保護		0円
低所得	低所得 1	0円
	低所得 2	
一般 1	居宅で生活する障害児	4,600円
	居宅で生活する障害者並びに 20 歳未満の障害者施設入所者及び障害児施設入所者	9,300円
一般 2		37,200円

(出所：県作成資料から抜粋)

※「一般 2」は所得区分が生活保護、低所得者、一般 1 に該当しない者をいう。

(2) 債権管理に関する数値目標

	令和 4 年度収入未済決算額	令和 5 年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	(B / A)
回収対象	1,320 千円	80 千円	6.1%
債権	(17 名)	(4 名)	23.5%
整理対象	7,363 千円	1,119 千円	15.2%
債権	(13 名)	(3 名)	23.1%
合計	8,684 千円	1,199 千円	13.8%
	(30 名)	(7 名)	23.3%

(出所：令和 5 年度債権回収・整理計画から抜粋)

2. 監査の結果および意見

(1) (結果 2) 債権ごとの消滅時効完成の時期の把握および債権管理台帳への記載について

【事実】

法律に規定されている一定の期間、権利を行使しないと、その権利は消滅する(民法第 166 条参照)。このような消滅時効の完成は債権者にとって好ましい状況ではないため、時効の更新や時効の完成猶予により、可能な限り時効の完成時期を遅らせることが必要であり、そのためにも債権ごとに消滅時効を把握しておく必要がある。

しかし、県は、当該債権について適宜、債権ごとに消滅時効完成の時期を把握しておらず、また、債権管理台帳に消滅時効完成の時期を記載していない。

(債権管理台帳の記載事項の例：マニュアルから抜粋)

- ア 債権の種類に関すること(債権区分、時効年限、貸付利率、延滞利率)
- イ 債権に関すること(名称、発生日、金額、納期限)
- ウ 債務者に関すること(氏名、住所、連絡先、生年月日、職業又は勤務先)
- エ 連帯保証人に関すること(氏名、住所、連絡先、生年月日、職業又は勤務先)
- オ 担保に関すること(連帯保証人の保証内容を含む。)
- カ 債務者の資力に関すること
- キ 納付記録(納付日、金額、納付者)
- ク 滞納状況(滞納原因、今後の回収見込み)
- ケ 処分状況(督促日、催告日、債務承認日、滞納処分又は強制執行等の状況)
- コ 交渉記録(交渉年月日、交渉相手方、応対者、交渉内容)

【結果】

債権回収を行う上で、消滅時効の完成が迫ってきている債権については消滅時効完成の時期を遅らせるため、時効の更新等を優先的に検討する必要がある。

しかし、適宜消滅時効を把握していない場合、気づかないうちに消滅時効が完成し、回収可能性のある債権についても債権が消滅する(私債権の場合は時効の援用が必要)ことで回収できなくなってしまう可能性がある。

このため、適宜、債権ごとに消滅時効完成の時期を把握し、債権管理台帳に記載すべきである。

(2) (意見 10) 明らかに回収見込みがない債権の債権放棄について

【事実】

実質的に回収見込みがない債権であっても、消滅していない以上は継続的な管理が必要になる。しかし、実質的にみて回収不能な債権を永遠に管理し続けることは、徒に管理コストを増大させることにつながる他、適切な債権状況の把握の上でも好ましいとは言えないため、県は、債権放棄について検討をする必要がある。

しかし、県は、実質的に債権回収が困難であるとの認識があるにもかかわらず、債権放棄せずに、管理し続けている滞留債権がある。

【事例①】

平成 24 年以降、債務者との面談や督促、催告などを行っていない。また、債務者は高齢で少額の年金収入しかなく、他に返済に充てることができるような資産もないと考えられるため、実質的に債権回収が困難であると判断している。

【事例②】

平成 24 年以降、債務者との面談や督促、催告などを行っていない。また、債務者本人が 5 年以上前に死亡していることを確認しているが、相続の有無を確認していない。

【事例③】

平成 24 年以降、債務者との面談や督促、催告などを行っていない。また、債務者は高齢で少額の年金収入しかなく、他に返済に充てることができるような資産もないと考えられるため、実質的に債権回収が困難であると判断している。

【意見】

明らかに回収見込みのない債権を滞留債権としている場合、債務者との面談や督促、催告などの対応を行っていない場合においても、滞留債権として管理し続けるための人件費等の管理コストが継続的に発生している状況にあり、また、適正な債務状況の把握の上でも好ましい状態ではない。

特に事例①から③の債権については、最終接触から 10 年以上経過しており、消滅時効期間が経過している。また、時間が経過すると相続の問題などが発生することで、状況がより複雑化している可能性もある。このため、県は、過去と現在の債務者の状況を整理のうえで、実質的にみて明らかに回収の見込みがない債権については、マニュアル上の対応を行った上で債権放棄を行うべきである。

(債権放棄のために必要な対応および検討事項例：債権回収マニュアルから抜粋)

■放棄に関する規程

(1) 原則

「債権放棄」には、議会の議決が必要である。

(2) 例外（知事の専決処分）

1 件 20 万円以下の債権放棄については知事の専決処分により行うことが認められている。

■どのような債権について債権放棄を行うか

(1) 放棄理由の合理性

実質的にみて回収不能な債権を管理し続けることにはデメリットもある一方、債権は、県の貴重な財産であり、単に管理が煩雑であるという理由のみで安易に放棄をすべきではない。

したがって、債権放棄をするにあたり大切なことは、その理由が合理的であって、資料などから客観性を持って議会に説明できることが必要となる。

(2) 具体例（詳細を省略）

- ア 私債権については、消滅時効に係る時効期間が満了したとき
- イ 債務者が著しい生活困窮の状態
- ウ 徴収停止の措置をとった債権について、当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力またはこれに近い状態であり、弁済する見込みがないとき
- エ 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき
- オ 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価値が強制執行の費用並びに当該債権に対して優先弁済がある債権の金額合計を超えないとき
- カ 破産法その他の法律の規定により債務者が当該債権につき責任を免れたとき

【6】滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金

両債権は所管課が異なるものの、以下「(1) 債権の概要」のとおり、同様の性格を有し、根拠となる条例も同一であるため、まとめて記載している。

滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金

所管部局／課名	部局名	子ども若者部	所属名	子ども若者政策・私学振興課
債権の区分	私債権			
債権の概要 (発生要因含む)	奨励資金の未回収額。奨励資金とは、同和関係者の子弟であって、高等学校、大学、高等専門学校等に修学しようとする者のうち、経済的理由による修学困難者に対して、その修学を奨励し、もって社会における有為な人材を育成することを目的とする貸与金である。			
関連する法令、条例等	1. (旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例 2. (旧) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則 3. 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 4. 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	無し			
過去3年間の債権残高の状況				
	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	
前年度末調定済み残高	7,078	7,269	7,449	
当年度発生額	608	525	516	
当年度減少額	417	345	248	
収納額（当年度調定分）	174	120	112	
収納額（前年度調定分）	243	225	136	
不納欠損処理額	—	—	—	
当年度末調定済み残高	7,269	7,449	7,717	
元金	7,269	7,449	7,717	
利息	—	—	—	
遅延損害金※1	—	—	—	
当年度末未調定額	15,481	14,602	14,085	
当年度末残高（未調定額を含む）	22,750	22,051	21,802	
遅延損害金（未調定額）	—	—	—	
債権残高合計	22,750	22,051	21,802	
過去3年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況				

(上段：件数（件）、下段：金額（千円）)			
債権放棄・不納欠損	—	—	—
※調定に対する件数・金額	—	—	—
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	—
—	—	—	—
令和５年度の当年度末残額のうち、滞納している債権の年数別内訳表			
滞納年数	件数 (件) ※２	金額 (千円)	１件あたり 金額 (千円／件)
１年以内	７	４０４	５７
１年超～２年以内	７	４０４	５７
２年超～３年以内	８	４３４	５４
３年超～４年以内	２０	５１３	２５
４年超～５年以内	２９	６４８	２２
５年超	１９７	５,３１１	２６
合計	２６８	７,７１７	２８

※１ 遅延損害金：県が試算した調定前の額である。

※２ 件数：調定ベースである。

滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金

所管部局／課名	部局名	教育委員会事務局	所属名	人権教育課
債権の区分	私債権			
債権の概要 （発生要因含む）	上記「滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金」に同じ。			
関連する法令、条例等	１． 地対財特法経過措置事業経費実施要綱 ２． （旧）滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例 ３． （旧）滋賀県地域改善対策高等学校等奨励資金貸与規則 ４． 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 ５． 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行規則			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	無し			
過去３年間の債権残高の状況				
	令和３年度 （千円）	令和４年度 （千円）	令和５年度 （千円）	
前年度末調定済み残高	174,153	180,414	185,186	
当年度発生額	30,107	26,317	22,164	
当年度減少額	23,792	21,545	18,409	
収納済額（当年度調定分）	18,660	16,578	13,943	
未収納額（前年度調定分）	5,132	4,967	4,466	
不納欠損処理額	－	－	－	

当年度末調定済み残高	180,468	185,186	188,942
元金	180,468	185,186	188,942
利息	—	—	—
遅延損害金	—	—	—
当年度末未調定額	1,105,869	1,050,103	999,246
当年度末残高（未調定額を含む）	1,286,337	1,235,289	1,188,188
遅延損害金（未調定額）※1	—	—	—
債権残高合計	1,286,337	1,235,289	1,188,188
過去3年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））			
債権放棄・不納欠損	—	—	—
※調定に対する件数・金額	—	—	—
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	—
	—	—	—
令和5年度の収入未済額のうち、滞納している債権の年数別内訳表			
滞納年数	件数 （件）※2	金額 （千円）	1件あたり 金額 （千円／件）
1年以内	396	8,221	21
1年超～2年以内	500	9,599	19
2年超～3年以内	570	11,052	19
3年超～4年以内	581	11,541	20
4年超～5年以内	644	12,248	19
5年超	6,267	136,280	22
合計	8,958	188,942	21

※1 遅延損害金：県が試算した調定前の額である。

※2 件数：調定ベースである。

1. 債権の内容と目標

（1）債権の概要

地域改善対策修学奨励資金（以下、「奨励資金」という。）は、「同和関係者の子弟であって、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学もしくは高等専門学校、専修学校または各種学校に修学しようとする者のうち、経済的理由により修学することが困難な者に対して、その修学を奨励し、もって社会における有為な人材を育成することを目的とする」（「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第1条）貸与金である。

県には大別して2種の奨励資金があり、専修学校・各種学校進学者に対する貸与額は「地域改善対策専修学校等修学奨励資金」として、子ども若者政策・私学振興課が所管している。他方、高等学校、大学進学者に対する貸与額を「地域改善対策高等学校等修学奨励資金」とし、教育委員会事務局人権教育課が所管している。

奨励資金は当初返還不要の給付制であったが、1982 年（昭和 57 年）から大学進学者に対するものが、次いで 1987 年（昭和 62 年）には高校進学者および専修学校・各種学校進学者に対するものが貸与制に切り替わっている。

（奨励資金の経緯）

1966 年（昭和 41 年）高校学校等修学奨励資金が制度化（給付制）
1968 年（昭和 43 年）大学修学奨励資金が制度化（給付制）
1969 年（昭和 44 年）同和対策事業特別措置法が施行（10 年の時限立法。1979 年（昭和 54 年）に 3 年の期限延長）
1973 年（昭和 48 年）専修学校等修学奨励資金が制度化（給付制）
1982 年（昭和 57 年）大学修学奨励資金が貸与化（ただし、返還免除制度有）
1982 年（昭和 57 年）地域改善対策特別措置法が施行（5 年間の時限立法）
1987 年（昭和 62 年）高等学校等修学奨励資金および専修学校等修学奨励資金が貸与化（ただし、返還免除制度有）
1987 年（昭和 62 年）地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が施行（5 年間の時限立法。1992 年（平成 4 年）および 1997 年（平成 9 年）に 5 年間ずつ延長）
2002 年（平成 14 年）本制度廃止（現奨学生に係る経過措置のみ存続）

貸与の対象者について、次の各号のいずれにも該当する者に対して、その申請により、奨励資金を貸与する。（「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第 2 条に規定）ただし、2002 年に本制度は廃止しており、それ以降、経過措置に係るものを除き、新たな貸与は発生していない。

- （1）県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟であること。
- （2）学校に在学している者（規則（学校教育法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校、大学または高等専門学校に在学している者に係る奨励資金にあつては、教育委員会規則。以下同じ。）で定めるものを除く。）であること。
- （3）低所得世帯（規則で定めるものに限る。）に属し、経済的理由により修学することが困難な者であること。
- （4）現に日本育英会法（昭和 59 年法律第 64 号）による学資金、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による修学資金、この条例による奨励資金その他規則で定める奨学金等の貸与または給付を受けていない者であること。

貸与は毎月行われ、無利子で貸与する。貸与期間は、奨学金の貸与を受けようと

する者が学校に在学することとなった日の属する月の初日から起算して当該学校の修業年限に相当する月数を経過する日までの間である。通学用品等助成金および通学用品等助成加算金は、学校に入学した年に一時金として貸与する。なお、制度廃止時の貸与額は以下のとおりである。

滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金

種類	貸与の額	
	専修学校の専門課程	専修学校の高等課程もしくは一般課程または各種学校
奨学金	国公立学校 30,500 円 私立学校 34,500 円	30,500 円
通学用品等助成金	一時金 23,100 円	
通学用品等助成加算金	入学金の額から 23,100 円を減じて得た額に相当する額（この額 150,000 円を超えるときは、150,000 円）	

滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金

種類	貸与の額	
	高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校	大学
奨学金	国公立学校 23,000 円 私立学校 43,000 円	国公立学校 48,000 円 私立学校 82,000 円
通学用品等助成金	国公立学校 一時金 23,100 円 私立学校 一時金 40,000 円	国公立学校 一時金 36,750 円 私立学校 一時金 100,000 円
通学用品等助成加算金	当該私立高等学校または私立高等専門学校の入学金の額から 40,000 円を減じて得た額に相当する額（この額が 150,000 円を超えるときは、150,000 円）	当該私立大学の入学金の額から 100,000 円を減じて得た額に相当する額（この額が 300,000 円を超えるときは、300,000 円）

借受人は、原則として貸与額を卒業後 20 年（専修学校等修学奨励資金にあっては、修業年限の区分に応じて 20 年、15 年または 10 年）分割で返済することになるが、他方で以下のような免除規定が設けられており、借受人等による免除申請が認められると、5 年分の返還債務の免除を受けることができる（免除申請は複数回

可能であるから、都合 4 回の申請が認められると返還債務が全額免除となる）。

（免除規定）

- ① 借受人が死亡、又は精神・身体に著しい障害を負う、あるいは 3 年以上の行方不明の場合。
- ② 借受人世帯の全収入が生活保護基準額の 2 倍以内の場合。
- ③ 生活保護世帯である場合。
- ④ 世帯に属するすべての者について、所得税法第 292 条第 1 項 2 号の規定による市町村民税の所得割が非課税の場合。

返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年 10.75%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

（２）債権管理に関する数値目標

滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金

	令和 4 年度収入未済決算額	令和 5 年度処理目標	
	収入未済額（A）	処理額（B）	収納率 （B／A）
	（滞納者数）	（完納者数・処理者数）	
回収対象	7,449 千円	426 千円	5.7%
債権	（26 名）	（1 名）	3.8%
整理対象	－千円	－千円	－%
債権	（－名）	（－名）	－%
合計	7,449 千円	426 千円	5.7%
	（26 名）	（1 名）	3.8%

（出所：令和 5 年度債権回収・整理計画から抜粋）

滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金

	令和 4 年度収入未済決算額	令和 5 年度処理目標	
	収入未済額（A）	処理額（B）	収納率 （B／A）
	（滞納者数）	（完納者数・処理者数）	
回収対象	168,663 千円	4,821 千円	2.9%
債権	（315 名）	（93 名）	29.5%
整理対象	16,522 千円	－千円	－%
債権	（49 名）	－名	－%
合計	185,186 千円	4,821 千円	2.6%

	(364 名)	(93 名)	25.5%
--	---------	--------	-------

(出所：令和 5 年度債権回収・整理計画から抜粋)

※ただし、分母となる収入未済額については後述の論点がある。

2. 監査の結果および意見

(1) (結果 3) 延滞利息(遅延損害金)について(子ども若者政策・私学振興課・人権教育課)

【事実】

県は延滞利息が発生している借受人等(主債務者と連帯保証人のことであり、以下同様。)について、延滞利息を算定・調定しておらず、借受人等へも通知していない。延滞利息の算定・調定が行われないのは、奨励資金の多くで免除制度の援用が想定されていたこと、奨励資金が給付型から貸与型へと制度変更された経緯を踏まえ、滞納者の経済状況等に配慮したためではないかと考えられる。

令和 5 年度末の収入未済額に延滞利息の年利 10.75%を乗じると、年間の概算額は以下となる。

地域改善対策専修学校等修学奨励資金

$7,717 \text{ 千円} \times 10.75\% = 830 \text{ 千円}$

地域改善対策高等学校等修学奨励資金

$188 \text{ 百万円} \times 10.75\% = 20 \text{ 百万円}$

当然ながら、これは延滞利息の年額に過ぎないため、延滞期間が長引くことでその影響額は累積していくことになる。

延滞利息を算定せず、調定しないということは、本来調定されるべき債権額を、議会の承認等を得ることなく裁量的に放棄していることと実質的に同義である。また、回収不能によって最終的に不納欠損処理が行われた場合にも、県にとっての損失額が過少に認識されることを意味する。

【結果】

「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第 11 条により、返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、延滞利息を支払わなければならない。そのため、県は延滞利息を算定し、借受人等へ通知を行う必要がある。

但し、上記規定における「正当な理由なく」という文言については、「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」、「(旧) 滋賀県地域改善対策専修学校等奨励資金貸与規則」、「(旧) 滋賀県地域改善対策高等学校等奨励資金貸与規則」のいずれにも具体的な規定がおかれていない。「正当な理由」について解釈の余地を残すことで、弾力的な運用を可能としたかったとも考えられるが、逆に恣意的な運用

にも繋がりがねないため、「正当な理由」の判断基準も明確化する必要があるだろう。

(2) (結果 4) 債権管理台帳の整備について (子ども若者政策・私学振興課)

【事実】

地域改善対策専修学校等修学奨励資金について、県は借受人等について、台帳を作成しているものの、マニュアルにおいて定める項目を網羅的に記録していない。これは本制度がマニュアル作成以前の昭和 62 年度から存在する制度であるためであり、資金の貸与に係る基本的な情報 (例えば、借受人等の氏名や住所、貸与日や貸与金額等) は台帳に記載しているものの、督促や借受人等との接触にかかる記録など、マニュアルに定める情報が債権管理台帳により十分に管理できていない。

債権管理台帳の整備が不十分であるため、借受人等の情報や状況を把握・確認できず、回収業務の停滞を招く恐れがある。また、債権回収業務の記録を台帳管理しない場合には、時効の期日管理や回収業務にあたっての個別の事情が十分に引き継がれず、債権の回収業務だけでなく、債権整理にも支障をきたす恐れがある。

【結果】

県は、マニュアルにおいて、記録の整備を債権管理の基本的な事項と位置付けており、督促や催告等の債権回収にあたって実施した内容を記録することは、訴訟を見据えた私債権においては必要な手続となる。したがって、すべての債権について、台帳にマニュアルに定める以下情報を記録する必要がある。

- ・ 債権の種類に関すること (債権区分、時効年限、貸付利率、延滞利率)
- ・ 債権に関すること (名称、発生日、金額、納期限)
- ・ 債務者に関すること (氏名、住所、連絡先、生年月日、職業 又は 勤務先)
- ・ 連帯保証人に関すること (氏名、住所、連絡先、生年月日、職業 又は 勤務先)
- ・ 担保に関すること (連帯保証人の保証内容を含む。)
- ・ 債務者の資力に関すること
- ・ 納付記録 (納付日、金額、納付者)
- ・ 滞納状況 (滞納原因、今後の回収見込み)
- ・ 処分状況 (督促日、催告日、債務承認日、滞納処分 又は 強制執行等の状況)
- ・ 交渉記録 (交渉年月日、交渉相手方、応対者、交渉内容)

(3) (意見 11) 収入未済額の他に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて (子ども若者政策・私学振興課・人権教育課)

【事実】

奨励資金には、次のような理由で未調定の状態となっている債権額が存在する。

これらの債権が歳月を経て徐々に積み上がっており、未調定額が調定済額に比べて多額になっている。

- 免除中である（免除は返還債務5年分を対象に段階的に行われるため、対象額以外の部分については、今後も免除の可能性があることから未調定額となる）。
- 返還中である（返還方法が分割返還であるため、履行期限未到来部分は未調定額となる）。
- 借受人等の免除申請の意思が確認できない。
- 借受人等が所在不明である。
- 借受人等が破産した、または死亡した。

地域改善対策専修学校等修学奨励資金

調定額 (履行期限到来済)		未調定額 (履行期限未到来)
ア. 収入済額	イ. 収入未済額	ウ. 未調定額
0.2 百万円	7 百万円	14 百万円

地域改善対策高等学校等修学奨励資金

調定額 (履行期限到来済)		未調定額 (履行期限未到来)
ア. 収入済額	イ. 収入未済額	ウ. 未調定額
18 百万円	188 百万円	999 百万円

ア＋イ＋ウ＝当年度の収入済額を含む債権総額

イ＝「歳入歳出決算事項別明細書」で収入未済額として公表される額

ウ＝「財産に関する調書」の債権として公表される額

イ＋ウ＝滞留債権額

未調定債権の額は「財産に関する調書」に記載されるものであり、簿外債権というわけではないが、潜在的な問題債権の存在を示唆するものである。すなわち、借受人等の所在が不明、あるいは免除申請の意思が確認できない等の理由で調定が行われないということは、長期的に履行期限の見通しが立たない未解決債権が存在するということであり、債権管理の観点からは好ましい状況ではない。

【意見】

奨励資金は地域改善対策として導入された制度であり、その背景から借受人等への働きかけが難しいという側面もあるものと思われる。

しかしながら、未調定債権の存在は、債権管理の観点からは基本的に好ましいものではなく、これを縮減するよう努めるべきである。

(4) (意見 12) 主債務者である借受人本人への通知について (子ども若者政策・私学振興課・人権教育課)

【事実】

奨励資金は地域改善対策として導入されたものであり、借受人等のプライバシーに関わる事情を有している。そのため、借受人の保護者（多くの場合、連帯保証人となっている）が連絡窓口となり、借受人自身は残債務があることを知らないというケースも相当数存在する。また、保護者から借受人には知らせないで欲しい旨の要望を受けることも多い。

県は、こうした事情を考慮した上で、可能な限り保護者と連絡・交渉を行うという方針を採っている。しかし、保護者も徐々に高齢化しており、このままの状態が続けば、保護者の死亡とともに借受人との連絡が取れなくなる可能性もある。

悪くすると、残債務の存在を知らない借受人に連絡が取れない状況下において、借受人が死亡した場合、残債務の存在を知らない借受人の子の世代へ、一旦消極財産が包括承継されることになってしまう。

また、未納がある場合において、主債務者ではない連帯保証人としての保護者に対して催告等を行って一部弁済を受けたとしても、消滅時効の更新の効果は生じないと借受人から主張される可能性もある。

【意見】

プライバシーに配慮した手段について十分検討した上で、残債務の存在を主債務者である借受人本人に知らせ、連絡・交渉窓口の世代交代を進めるべきである。

(5) (意見 13) 主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について (子ども若者政策・私学振興課・人権教育課)

【事実】

「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」には、債務者の死亡、長期間所在不明等となった場合に関する規定が設けられており、返還債務の全部又は一部を免除することができる」とされている。

当該規定は、平成 14 年 4 月に文部科学大臣から発出された「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」を前提としており、その詳細は下記のとおりである。

当該規定については、債務者が死亡した場合には援用された実績があるものの、長期間所在不明の場合については、運用上の課題があることから援用実績がない。

「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」で示された長期間所在不明に係る「必要な調査」が、どの程度の努力を指すのかについて解釈の余地があり、援用の可能性について明確な方針を定められていないためである。

（「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第9条 返還債務の免除より）

第9条 知事は、奨励資金の貸与を受けた者が死亡し、精神もしくは身体に著しい障害を受け、または規則で定める期間所在不明※となったことにより、奨励資金を返還することができなくなったと認められるときは、前条の規定にかかわらず、奨励資金の返還未済額の全部または一部の返還を免除することができる。

※「(旧) 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与規則」、「(旧) 滋賀県地域改善対策高等学校等奨励資金貸与規則」では、3年以上と定められている。

（「地対財特法経過措置事業経費実施要綱」第10条第1項 返還債務の免除より）

第10条 府県又は指定都市は、奨学資金の貸与を受けた者が死亡し、著しい障害を受け又は長期間所在不明となったことにより、奨学資金を返還することができなくなったと認めるときは、奨学資金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。

なお、「長期間所在不明」とは、奨学資金の貸与を受けた者の所在が3年以上継続して不明であって、所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会など必要な調査を行ってもその所在が不分明である場合をいう。

令和5年度末時点の債権残高に占める借受人等（保護者を含む）所在不明債権の金額は下記のとおりである。

- ・地域改善対策専修学校等修学奨励資金：1,021 千円
（調定済み：52 千円、未調定：969 千円）
- ・地域改善対策高等学校等修学奨励資金：122,345 千円
（調定済み：11,184 千円、未調定：111,162 千円）

【意見】

未調定債権の整理・縮減を進めるためにも、当該規定の援用の可能性を検討すべきである。

(6) (意見 14) 外部委託について (子ども若者政策・私学振興課・人権教育課)

【事実】

地域改善対策高等学校等修学奨励資金の管理・回収業務は人権教育課で行われているが、これまで延べ 5,000 名程度への貸付が行われていることから、その管理・回収業務が多大な事務負担を生み出している。

また、当制度は 2002 年 (平成 14 年) に廃止されており、現在、新規貸付は行われていない。現存する債権に係る管理・回収業務が行われるのみで、新規の貸付によって新たな便益を受ける者はいない。

更に、当制度では多くの債権で免除制度が利用されており、今後も相当数の債権で免除制度の継続利用が想定されている (免除規定の援用については、借受人等に 5 年ごとの意思確認が行われる)。つまり、免除制度の利用によって債権額は減少するから、貸付総額の割には回収の見込める債権額は低い値をとることになる。

他方、地域改善対策専修学校等修学奨励資金においては、令和 5 年度末時点の滞納者数は 26 名となっており、この 26 名の令和元年以降の返還状況は下表のとおりである。

現状は多くの債権が回収できておらず、新たな貸付を行っていない現在も回収・管理業務が継続的に発生している。

	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
返還額 (千円)	126	149	135	169	121
返還者 (人)	4	4	5	4	3
免除額 (千円)	155	0	0	0	0
免除者 (人)	1	0	0	0	0

いずれの債権も、新規の貸付によって新たな便益を受ける者がいない中で、回収・管理業務だけが継続的に発生している状況にある。各所管課の人的リソースが長期間に渡って投下され続けており、経済性・効率性の両面から好ましい状況とはいえず、なくなっている。

各所管課では、こうした業務負担を認識しつつも、奨励資金の管理・回収業務が極めてプライベートな情報を取り扱う業務であることを踏まえ、外部委託には慎重であり、具体的な検討 (業務のどの部分を外部委託するのか、個人情報の取り扱いはどうのように考えるか等) までは行っていない状況である。

【意見】

奨励資金の回収・管理業務は、極めてプライベートな情報を取り扱う業務であり、

それ故に外部委託に慎重な姿勢をとることも理解できる。

とはいえ、貸与終了後 20 年以上にもわたって回収・管理業務を続けることで、これに従事する職員の人件費、労働時間が浪費されている懸念がある。また、外部委託者として弁護士等の法律の専門家が介在する場合、債権の回収がより進むことも期待できるため、外部委託の利用も積極的に検討するべきであろう。

(7) (意見 15) 債権管理に関する数値目標について (人権教育課)

【事実】

「1. 債権の内容と目標 (2) 債権管理に関する数値目標」で示したとおり、業務遂行上の目標値は「調定額に対してどの程度収納が進んだか」という観点で設定されており、未調定額の多寡は影響を及ぼさない。

つまり、現状の目標値では調定済債権の収納率向上は促すものの、未調定額を縮減しようという動機付けが難しい側面がある。

	令和 4 年度収入未済決算額	令和 5 年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率 (A / B)
	(滞納者数)	(完納者・処理者数)	
回収対象 債権	168,663 千円	4,821 千円	2.9%
	(315 名)	(93 名)	29.5%
整理対象 債権	16,522 千円	一千円	－%
	(49 名)	(一名)	－%
合計	185,186 千円	4,821 千円	2.6%
	(364 名)	(93 名)	25.5%

【意見】

所管課としての目標値は、業務の目的に沿って正しい動機付けを促すように設定されるべきである。現状の目標値では未調定額を縮減する動機付けに乏しいため、新たな目標値の設定を検討すべきである。

【7】母子福祉資金貸付金 他

所管部局／課名	部局名	子ども若者部	所属名	子ども家庭支援課
債権の区分	私債権			
債権の概要 (発生要因含む)	母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と経済的自立を助けることを目的として各種資金を低利または無利子で貸し付けるもの			
関連する法令、条例等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同施行令、同施行規則、滋賀県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	有り			
過去３年間の債権残高の状況				
	令和３年度 (千円)	令和４年度 (千円)	令和５年度 (千円)	
前年度末調定済み残高	37,860	38,751	38,425	
当年度発生額	127,441	132,721	117,412	
当年度減少額	126,550	133,047	118,198	
収納額（当年度調定分）	121,298	127,081	112,758	
収納額（前年度調定分）	5,251	5,966	5,440	
不納欠損処理額	－	－	－	
当年度末調定済み残高	38,751	38,425	37,639	
元金	38,107	37,888	37,146	
利息	57	56	51	
遅延損害金	587	481	442	
当年度末未調定額	－	－	－	
当年度末残高（未調定額を含む）	38,751	38,425	37,639	
遅延損害金（未調定額）	－	－	－	
債権残高合計	38,751	38,425	37,639	
過去３年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
債権放棄・不納欠損	－	－	－	
※調定に対する件数・金額	－	－	－	
訴訟（債権回収に係るもの）	－	－	－	
	－	－	－	
令和５年度の当年度末残高のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 (件)	金額 (千円)	１件あたり 金額 (千円／件)	
１年以内	326	4,654	14	
１年超～２年以内	488	4,524	9	
２年超～３年以内	432	4,186	9	
３年超～４年以内	388	4,160	10	

4年超～5年以内	383	3,742	9
5年超	1,871	16,370	8
合計	3,888	37,638	9

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

母子家庭、父子家庭および寡婦等を対象として、低利または無利子で各種資金を貸し付ける制度に基づくものである。貸付の種類は以下のとおり。

貸付金の種類	貸付限度額（円）	利子
修学資金	18,000～122,000（月）	無利子
就学支度資金	64,300～590,000	無利子
修業資金 （自動車免許取得）	68,000（月）（460,000）	無利子
就職支度資金	105,000（自動車購入の場合 340,000）	年 1.0％ または無利子
技能習得資金 （自動車免許取得） （各種学校等）	68,000（月） 自動車免許取得（460,000） 各種学校等（816,000）	年 1.0％
医療介護資金	医療 340,000、医療特別 480,000、 介護 500,000	年 1.0％
生活資金	一般 108,000（月）、技能 141,000（月）	年 1.0％ または無利子
住宅資金	1,500,000（特別 2,000,000）	年 1.0％
転宅資金	260,000	年 1.0％
結婚資金	310,000	年 1.0％
事業開始資金	3,260,000	年 1.0％
事業継続資金	1,630,000	年 1.0％

（出所：県が公表している貸付のしおりより、一部抜粋および要約）

なお、貸付けに際しては、原則として連帯保証人を付すこととなっており、貸付金の種類、借受人の就労状況や収入状況などにより、連帯保証人が必須となる場合がある。

(2) 債権管理に関する数値目標

	令和4年度収入未済決算額 ※	令和5年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	(B/A)
回収対象	38,798 千円	6,527 千円	16.8%
債権	(211 名)	(14 名)	6.6%
整理対象	－千円	－千円	－%
債権	(－名)	(－名)	－%
合計	38,798 千円	6,527 千円	16.8%
	(211 名)	(14 名)	6.6%

(出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋)

※令和4年度収入未済決算額は令和5年6月1日時点であるため、上述の令和4年度の当年度末調定済み残高と相違している。

2. 監査の結果および意見

(1) (意見16) 長期滞納債権の債権放棄について

【事実】

当貸付金は、貸付終了後一定の据え置き期間経過後に償還が開始され、償還期間は貸付金の種類ごとに5年以内から10年以内としている。しかし、令和5年度末における滞納債権には、最も古いもので昭和60年度に調定されたものが残っており、30年以上に渡り滞納となっている債権がある。

また、毎年6月に県もしくは市町が滞納調査を実施し、債務者の個別の生活状況や世帯状況を確認しているが、長期滞納債権の中には、令和6年度における調査の結果、今後の償還見込みとして、債務者(連帯借受人を含む)自身は償還困難、保証人は償還不能と判断されているものがあつた。

【意見】

償還期間を大幅に超過しているような長期滞納債権や、その中でも債務者や保証人からの回収も見込めないような債権については、債権放棄を検討すべきである。

回収の見込みが低いもしくは無い債権であっても、私債権の場合、時効期間の経過だけでは債権は消滅しないため、継続的な管理が必要となり、管理コストがかかり続けることとなる。したがって、実質的に回収可能性の無い債権については整理し、より回収可能性のある債権に対して、回収に向けたリソースを割くことで、効果的・効率的な債権管理に繋がると考えられる。

【8】高度化資金

所管部局／課名	部局名	商工観光労働部	所属名	中小企業支援課
債権の区分	私債権			
債権の概要 (発生要因含む)	中小企業者の連携もしくは事業の共同化または中小企業の集積の活性化に寄与する事業およびそれらを支援することで、事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的として、事業に必要な資金の貸し付けを行っていた。 平成13年度以降、新たな貸し付けは行っておらず、現在は既貸付分に関する債権管理等のみ実施している。			
関連する法令、条例等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法、高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則、滋賀県中小企業高度化資金貸付規則等			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	有り			
過去3年間の債権残高の状況				
	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	
前年度末調定済み残高	618,239	618,063	617,838	
当年度発生額	—	15,000	116,961	
当年度減少額	176	15,225	239,346	
収納額（当年度調定分）	—	15,000	101,858	
収納額（前年度調定分）	176	225	137,488	
不納欠損処理額	—	—	—	
当年度末調定済み残高	618,063	617,838	495,453	
元金	618,063	617,838	480,350	
利息	—	—	—	
遅延損害金	—	—	15,102	
当年度末未調定額	848,254	833,254	813,254	
当年度末残高（未調定額を含む）	1,466,317	1,451,092	1,308,707	
遅延損害金（未調定額）※1	—	—	—	
債権残高合計	1,466,317	1,451,092	1,308,707	
過去3年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
債権放棄・不納欠損	—	—	—	
※調定に対する件数・金額	—	—	—	
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	—	
	—	—	—	
令和5年度の当年度末残高のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 (件)	金額 (千円)	1件あたり 金額 (千円／件)	
5年超	2	495,453	247,727	

合計	2	495, 453	247, 727
----	---	----------	----------

※ 1 遅延損害金：県が試算した調定前の額である。

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

滋賀県中小企業高度化資金は、中小企業者の行う他の事業者との連携もしくは事業の共同化（以下「連携等」という。）または中小企業の集積の活性化に寄与する事業およびそれらを支援する事業に必要な資金を貸し付け、中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。対象事業は以下のとおりである。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 経営革新計画承認グループ事業 | (8) 企業合同事業 |
| (2) 下請振興事業計画承認グループ事業 | (9) 集団化事業 |
| (3) 施設集約化事業 | (10) 集積区域整備事業 |
| (4) 連鎖化事業 | (11) 地域産業創造基盤整備事業 |
| (5) 共同施設事業 | (12) 地域産業創造基盤整備活性化事業 |
| (6) 経営改革事業 | (13) 商店街整備等支援事業 |
| (7) 設備リース事業 | (14) 商店街整備等活性化支援事業 |

平成 13 年度に貸付を休止し、それ以降は貸付休止前の既貸付分に関する償還事務等のみ実施している。

貸付は証書貸付けであり、整備資金の 100 分の 80 以内（一部事業については 100 分の 90 以内）とする。貸付決定を受けた者は、貸付対象施設またはその他の物件を担保に供するとともに、貸付金の借入期間中は、知事を受取人として当該貸付対象施設および当該担保物件に対し貸付金の額以上の額の損害保険を付保しなければならない。また、貸付決定を受けた者は、知事が適当と認める 2 人以上の保証人を立てなければならない。

年利 1.05%の利息もしくは無利子とし、貸付金の据え置き期間は 3 年以内で償還期限は 20 年以内とする。貸付金の償還方法は、年賦または半年賦による元金均等の割賦償還とし、申出によりいつでも期限を繰り上げて償還することができる。しかし、借受者が償還の約定日までに貸付金の償還もしくは利息の支払いを行わない場合、約定日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した金額に対して年 10.75%の割合を乗じて得た額を違約金として徴収することができる。

(2) 債権管理に関する数値目標

	令和4年度収入未済決算額	令和5年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	(B/A)
回収対象 債権	137,487 千円	137,487 千円	100.0%
	(37 名)	(30 名)	81.1%
整理対象 債権	480,350 千円	－千円	－%
	(5 名)	(－名)	－%
合計	617,838 千円	137,487 千円	22.2%
	(42 名)	(30 名)	71.4%

(出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋)

2. 監査の結果および意見

(1) (意見 17) 違約金(遅延損害金)について

【事実】

高度化資金の延滞が発生している債権について、約定償還日が到来し、未償還分については、その延滞した金額に対して年 10.75%の割合を乗じた額が違約金として発生する。しかし、県は元金返済がすべて完了した後に違約金を算定し調定・請求する方針であり、元金の返済が完了していない債権については、違約金を算定しておらず、債務者へも当該金額を通知していない。

【意見】

違約金は償還期日までに償還しなかった場合に発生し、まだ納付がない元金に対して今後発生するものと、すでに納付されてはいるが償還期日を過ぎていたために現に発生しているものがある。

前者は時間の経過とともに増加していくが、後者は納付された時点で違約金の金額が確定しているので変動しない。

元金償還が終わっていない債権については、約定償還日が到来しているため、違約金は時の経過とともに現在も増加している。しかし、県は元金償還が終わった時点で違約金を算定する方針であるため、この債権の違約金が現時点でどれだけ発生しているかは算定しておらず、債務者へ通知をしていない。

この点、滋賀県中小企業高度化資金貸付規則第 22 条第 1 項より、借受者が償還の約定日までに貸付金の償還をしなかったときは、約定日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した金額に対して年 10.75%の割合を乗じた額を違約金として徴収できることから、違約金を元金償還が終わった時点で算定する県の方針は規則に沿ったものと考えられる。

しかし、違約金は時の経過とともに発生する性質を有するため、債務者へ既に発生した違約金を年度ごとに通知することは、債務者が償還すべき元金に加えて違約金の金額を認識でき、償還資金の準備や償還後の生活・事業の資金計画を立てやすくなる。その結果、債務者は元金に違約金を加えた金額の償還がしやすくなり、県は債務者から元金に加えて違約金も回収しやすくなる。

したがって、県は違約金分の債権の回収可能性を高めるために、年度ごとに違約金の額を算定して債務者および連帯保証人ならびにその相続人へ通知すべきである。

【9】農業改良資金貸付金

所管部局／課名	部局名	農政水産部	所属名	農政課
債権の区分	私債権			
債権の概要 （発生要因含む）	昭和 31 年に農業改良資金助成法を制定し創設された農業改良資金制度による債権である。 従来は、都道府県が農家に対し貸付を行っていたが、平成 22 年 10 月 1 日以降、貸付主体は県から(株)日本政策金融公庫に移管され、それ以降、県は貸付事業廃止前の既貸付分に関する償還事務等のみ実施している。			
関連する法令、条例等	旧農業改良資金助成法、旧農業改良資金助成法施行令			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	無し			
過去 3 年間の債権残高の状況				
	令和 3 年度 （千円）	令和 4 年度 （千円）	令和 5 年度 （千円）	
前年度末調定済み残高	12, 545	12, 260	11, 861	
当年度発生額	—	—	—	
当年度減少額	285	399	1, 465	
収納額（当年度調定分）	—	—	—	
収納額（過年度調定分）	285	399	1, 465	
不納欠損処理額	—	—	—	
当年度末残高	12, 260	11, 861	10, 395	
元金	12, 260	11, 861	10, 395	
利息	—	—	—	
遅延損害金	—	—	—	
当年度末未調定額	—	—	—	
当年度末残高（未調定額を含む）	12, 260	11, 861	10, 395	
遅延損害金（未調定額）	—	—	—	
債権残高合計	12, 260	11, 861	10, 395	
過去 3 年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
債権放棄・不納欠損	—	—	—	
※調定に対する件数・金額	—	—	—	
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	—	
	—	—	—	
令和 5 年度の収入未済額のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 （件）	金額 （千円）	1 件あたり 金額 （千円／件）	
5 年超	3	10, 395	3, 465	
合計	3	10, 395	3, 465	

1. 債権の内容と目標

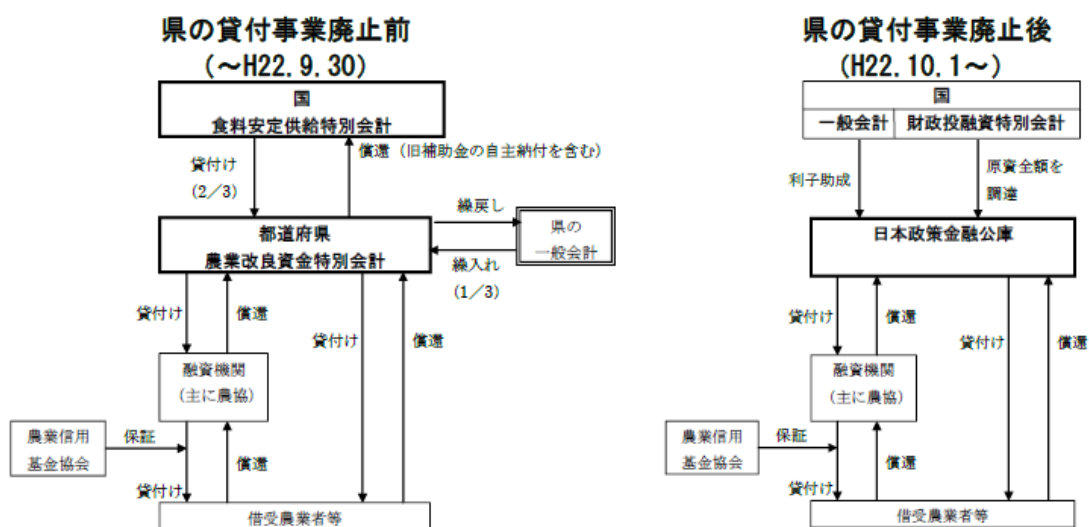
(1) 債権の概要

昭和 31 年に農業改良資金助成法を制定し創設された農業改良資金制度による債権である。当該制度の特色は以下 4 点である。

No	特色
1	国費 3 分の 2、県費 3 分の 1 を原資として、直貸または転貸方式により農業者に貸付けを行うものであること。
2	無利子であること。
3	償還金を繰り返し貸付財源とする仕組み（いわゆる回転資金方式）となっていること。
4	都道府県の貸付財源の過不足を全国段階で調整するため、国の特別会計で運営していること。

従来は、都道府県が農家に対し貸付を行っていたが、平成 22 年 10 月 1 日以降、以下のとおり、貸付主体は県から(株)日本政策金融公庫に移管され、それ以降、県は貸付事業廃止前の既貸付分（平成 22 年 9 月 30 日までの貸付分）に関する償還事務等のみ実施している。

【県の貸付事業廃止前と廃止後の農業改良資金の貸付けスキームの比較】



(出所：県作成データ「農業改良資金および公金の徴収事務の委託の概要」より抜粋)

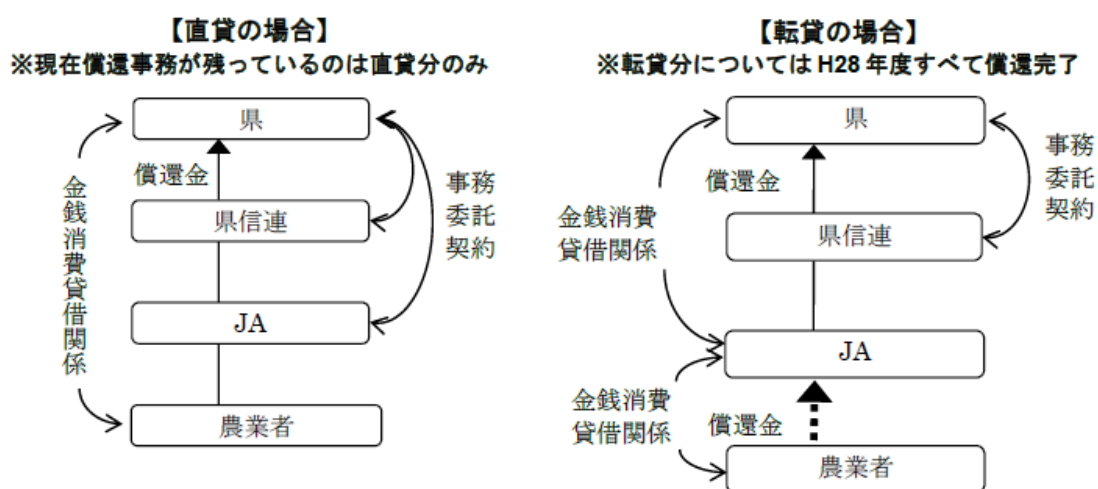
県は所管する償還事務について、貸付方法が県と農業者との直貸による場合と農業協同組合（以下、JAという。）を經由して農業者に転貸する場合の二とおりあるが、

後者は平成 28 年度に全て償還が完了しており、現在は、前者のみとなっている。

県は、滋賀県信用農業協同組合連合会（以下、県信連という。）、J A の三者の事務委託契約を締結し、以下のとおり、県信連、J A に徴収業務を委託している。

なお、本債権は支払期日に償還を行わなかった場合、旧農業改良資金助成法第 11 条に基づき、「延滞金額につき、年 12.25% の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。」として遅延損害金が定められている。

【農業改良資金の公金の徴収事務の委託の概要】



（出所：県作成データ「農業改良資金および公金の徴収事務の委託の概要」より抜粋）

（2）債権管理に関する数値目標

	令和 4 年度収入未済決算額		令和 5 年度処理目標	
	収入未済額（A）		処理額（B）	収納率 （B／A）
	（滞納者数）		（完納者数・処理者数）	
回収対象 債権	11,861 千円		1,675 千円	14.1%
	（4 名）		（4 名）	100.0%
整理対象 債権	－千円		－千円	－%
	（－名）		（－名）	－%
合計	11,861 千円		1,675 千円	14.1%
	（4 名）		（4 名）	100.0%

（出所：令和 5 年度債権回収・整理計画から抜粋）

2. 監査の結果および意見

(1) (意見 18) 法的措置の検討について

【事実】

本制度における債権は、県の貸付の廃止後、既に約 15 年近く経過していることもあり、現在、債権の件数が 5 件と少数であることが特徴である（加えてそのうち 2 件は元金返済済であり、現在遅延損害金のみが滞留している）。

これら債権の元金、遅延損害金、年間返済計画、令和 5 年度返済実績額をもとに、監査人が独自に算出した遅延損害金年間発生予定額、返済年数をまとめたものが次のとおりである。

(単位：円、年)

No	元金 A	遅延損害金 B	年間返済計画額 C	令和 5 年度返済実績額 D	遅延損害金年間発生予定額 E	返済年数 F
1	—	13,516,051	150,000	—	—	90
2	3,371,000	8,894,997	120,000	—	416,622	102
3	3,874,000	8,066,511	120,000	—	474,565	99
4	3,080,341	8,500,720	120,000	120,000	381,241	96
5	—	3,419,638	600,000	1,345,757	—	5

※ A, B, C, Dについては、県資料から抜粋。A, Bは令和 6 年 7 月 31 日時点の残高である。

※ E, Fについては、監査人が以下の算式で推定値を算出した。

E : $A \times 12.25\%$ (遅延損害金利息)

F : $(A + B) \div C$

(出所：県の資料をもとに監査人が作成)

上記表から認識される債権回収に関する問題点として二点挙げられる。

一点目は、No. 1～4 の債権について、返済まであまりに長期間を要する点である。既に 15 年近く前に廃止された貸付制度の償還に、最短で今後 90 年要するという状況は通常ではあり得ず、全額の回収は期待できない可能性が高いと言わざるを得ない。

二点目は、元金が滞留している債権については、年間返済計画額が遅延損害金の発生額よりも少額であるため、元金返済が完了するまで債権残高が膨張し、更に返済に時間を要する点である。つまり現状の回収を前提とする場合、償還計画どおりに償還されたとしても、こちらも全額の回収は期待できない可能性が高いと言わざるを得ない状況にある。

また、マニュアルにおいて、「支払がない場合は連帯保証人に催告しますが、債

務者に支払能力が無い場合などが明確な場合（ex：学生や新社会人が退学や早期退職するなどして貸付金の返還事由が発生する場合）は、連帯保証人に対して速やかに催告をしてください。」（マニュアル 第2章 私債権・非強制徴収公債権の徴収について 8. 催告 2 連帯保証人への催告）とあるが、県の管理台帳を閲覧したところ、全ての債権において連帯保証人が死亡していた。

【意見】

上述のとおり、本債権の多くは実質的に回収が困難な状況にあり、本来であれば、連帯保証人への催告を行わざるを得ないが、全ての債権において連帯保証人が死亡しており、回収が難しいと想定される状況にある。

マニュアルでは、「督促後、催告、交渉を繰り返したにもかかわらず誠意が見られない者であり、かつ、資力があると予想される者については、原則として、法的措置の対象者とする。また、分割納付が認められた場合で、分納が不履行（例：長期間連絡もなしに未納が続く場合）となった者も対象となる。」旨が定められている（マニュアル 第2章 私債権・非強制徴収公債権の徴収について 14. 法的措置 2 法的措置の対象者）。

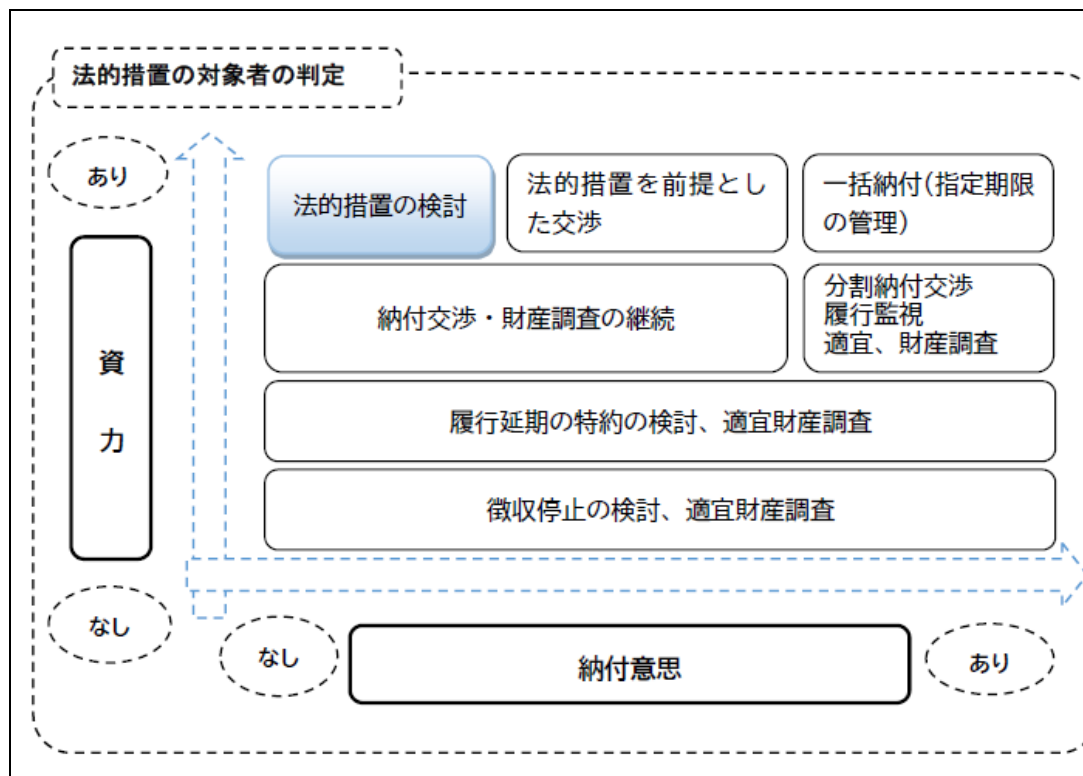
現在、滞留する債権は、いずれも県と合意した償還計画どおりの償還すら行わない、もしくは行うことができない等、マニュアルの定める「分納が不履行」となっていると判断せざるを得ないものと考えられる。

これまで県の所管課は、農業の振興を促進する役割を担っていることから、現に農業を運営している債務者に対して、資産処分等によって離農させる結果となる可能性のある法的措置を取ることが困難だったとのことである。しかし、既に離農した債務者もいる他、農業を運営していたとしても、明らかに回収困難な状況に陥っている債務者の状況を放置するのは、既に返済を受けた他の債務者との公平性の観点からも望ましくない。

以上のことから、県はマニュアルの定めに従い、法的措置の対象者とすべきか判定するとともに、該当する場合、法的措置を前提とした交渉を行い、その実施の検討を行う必要がある。

【マニュアルにおける法的措置の対象者の判定に関する定め】

第2章 私債権・非強制徴収公債権の徴収について 14. 法的措置



(出所：マニュアルから抜粋)

【10】沿岸漁業改善資金貸付金債権

所管部局／課名	部局名	農政水産部	所属名	水産課
債権の区分	私債権			
債権の概要 (発生要因含む)	沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沿岸漁業者等の経営の発展、漁業生産力の増大、漁ろうの安全の確保、合理的な生活様式の導入等を促進するために無利子で貸付を行う、国の融資制度に伴い発生した貸付債権である。			
関連する法令、条例等	沿岸漁業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法施行令、沿岸漁業改善資金助成法施行規則、滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則、滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準、滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事務処理要領			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	無し			
過去3年間の債権残高の状況				
	令和3年度 (千円)	令和4年度 (千円)	令和5年度 (千円)	
前年度末調定済残高	27,274	26,129	24,429	
当年度発生額	751	1,181	1,511	
当年度減少額	1,896	2,881	2,941	
収納額（当年度調定分）	751	1,181	1,511	
収納額（前年度調定分）	1,145	1,700	1,430	
不納欠損処理額	—	—	—	
当年度末調定済残高	26,129	24,429	22,999	
元金	26,129	24,429	22,999	
利息	—	—	—	
遅延損害金	—	—	—	
当年度末未調定額	8,717	9,806	8,295	
当年度末残高（未調定額を含む）	34,846	34,235	31,294	
遅延損害金（未調定額）※1	58,106	61,075	63,872	
債権残高合計	92,952	95,310	95,166	
過去3年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
債権放棄・不納欠損	—	—	—	
※調定に対する件数・金額	—	—	—	
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	—	
	—	—	—	
令和5年度の当年度末調定済残高のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 (件)	金額 (千円)	1件あたり 金額 (千円／件)	
3年超～4年以内	1	530	530	
4年超～5年以内	1	530	530	

5年超	23	21,939	953
合計	8 ※2	22,999	1,916

※1 遅延損害金：県が試算した調定前の額である。

※2 同一債権において滞納年数が異なる場合は年数区分において複数記載し、合計欄は1債権としているため、件数を集計した数と合計欄は一致していない。

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沿岸漁業者等の経営の発展、漁業生産力の増大、漁ろうの安全の確保、合理的な生活方式の導入等を促進するために無利子で貸付を行う、国の融資制度に伴い発生した貸付債権である。

県における漁業融資制度は沿岸漁業改善資金と滋賀県水産振興資金の2つである。これらの資金は沿岸漁業者、養殖業者、水産加工業者等に対して長期かつ低利（または無利子）で融資することにより、県内水産業の資本整備の高度化、さらには漁業経営の近代化・安定化を促進することを目的としている。

融資資金	内容	年利
沿岸漁業改善資金	漁業経営の健全な発展と沿岸漁業の従事者の福祉向上および青年漁業者等の養成確保を目的に融資する資金	無利息
滋賀県水産振興資金	県の単独制度資金であり、滋賀銀行が低利で融資する資金	○年利 1.4% (令和6年6月19日現在) ○全国漁業信用基金協会の保証を要する保証料率 年 0.89%

(出所：県作成資料から抜粋)

なお、県は、当該債権の貸付け事業に係る事務（償還金の徴収・滞納金の催告および徴収等）を農林中央金庫に委託している。

(2) 債権管理に関する数値目標

	令和4年度収入未済決算額	令和5年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	(B / A)
回収対象 債権	24,429 千円	2,040 千円	8.4%
	(5 名)	(5 名)	100.0%
整理対象 債権	－千円	－千円	－%
	(－名)	(－名)	－%
合計	24,429 千円	2,040 千円	8.4%
	(5 名)	(5 名)	100.0%

(出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋)

2. 監査の結果および意見

(1) (意見 19) 連帯保証人への催告について

【事実】

県は、マニュアルにおいて「連帯保証人への履行請求（催告）は、債務者への督促後速やかに実施する。」（マニュアルより抜粋）としている。

しかし、県は、償還金について滞納が生じている場合において、連帯保証人への履行請求（催告）を行っていない事例があった。

【事例】

- ・令和5年度末時点で、貸付金残高 2,590 千円、遅延損害金 2,298 千円。
- ・平成17年度に一度、連帯保証人に延滞状況を通知したことがあるものの、債務者との関係を悪くする可能性があるため、債務者の心情等を考慮して、それ以降、連帯保証人への履行請求（催告）を行っていなかった。

なお、当該債権については、事務を農林中央金庫に委託しており、償還金について滞納が生じた場合は、農林中央金庫が滞納金の催告および徴収を行う契約となっている。

【意見】

連帯保証人への履行請求（催告）を長期間怠っていた場合、連帯保証人に、遅延損害金等を含めた当初の保証額以上の債務を負わせることとなり、債権回収がより困難な状況になりかねない。また、連帯保証人には、抗弁権がなく、主債務者と同様に請求することができる。このため、県は、債権を確実に回収できるよう、滞納

が生じた場合は可能な限り速やかに、事務委託先の農林中央金庫を通じて、または、県自ら、連帯保証人に催告を行う必要がある。

(2) (結果 5) 納付誓約書の徴収について

【事実】

債権回収は原則一括納付としているが、滞納者の生活状況などにより一括納付できない場合には、県は分割納付を認める場合があり、分割納付を認めた場合は、債務者から納付誓約書を徴収する必要がある（マニュアル 12『分割納付』参照）。しかし、県は、当該債権の分割納付を認めた場合において、納付誓約書を徴収していなかった。

【結果】

納付誓約書の最大の目的は、民法第 152 条（承認による時効の更新）により、消滅時効の更新を図ることである。時効に関しては知らぬ間に経過してしまう可能性があることから、納付誓約書を適宜徴収し、時効の更新を図ることは、債権管理の適正化にも繋がる。

また、納付誓約書には分納が途切れた場合に、法的措置を実施する可能性がある旨の記載もあり、こちらを根拠に、速やかに法的措置に踏み込みやすくすることが出来る。

こうした点を踏まえて、分割納付を認めた場合は、速やかに納付誓約を徴収し、債権管理の適正化を進めるべきである。

(3) (意見 20) 財産調査の実施について

【事実】

県は、マニュアルにて「督促状の送付および催告を行っていても支払いがなく、債務者の財産状況が不明であるが、事前に調査同意書が得られている場合は、財産調査を行う。」（マニュアルより抜粋）としている。

しかし、県は、償還金について滞納が生じている場合において、債務者の預金等の財産調査を行っていない。

また、分割納付を認めている場合において、分割納付金は債務者の経済状況等の聞き取りを参考に設定しているとのことだが、違約金を含めると完済までに 300 年近く要する滞留債権がある。

なお、分割納付の見直し周期については、納付誓約書等を徴収している場合は、その支払期間の終了時期を見据えて、見直しの相談を行うこととなるが、納付誓約書等を徴収していない場合は、債務者の状況（漁獲状況等）に変化があったタイミングで見直しの相談を行っているとのことであった。

【意見】

債務者によっては、預金、不動産、換金価値のある生命保険や火災保険、使用していない船舶などの資産を保有している場合や、収入があるにもかかわらず返済を先送りしている場合も考えられる。

このため、催告や分納交渉を優位に進めるためにも、滞納が生じ、かつ債務者の財産状況（収入および預金等の資産）を十分に把握していない場合は、財産調査の実施が望ましい。また、すでに分割納付を行っている場合においても、財産調査の結果を踏まえて分割計画を見直すことで、より確実に債権回収を行うことが可能となる場合も考えられる。

【11】県営住宅家賃 他

所管部局／課名	部局名	土木交通部	所属名	住宅課
債権の区分	私債権（目的外使用は公債権の強制執行なし）			
債権の概要 （発生要因含む）	県は公営住宅法に基づき、公営住宅を住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸している。また、入居者へは任意で駐車場の賃貸も行っている。県は入居者から公営住宅の家賃と駐車場の使用料を収用しており、現在も入居中のもののほかに、すでに退去したが家賃・使用料の支払いを滞納しているものが含まれる。			
関連する法令、条例等	公営住宅法、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例、滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則、県営住宅の家賃滞納整理に関する取扱要項、県営住宅の駐車場使用料滞納整理に関する取扱要項			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	有り			
過去3年間の債権残高の状況				
	令和3年度 （千円）	令和4年度 （千円）	令和5年度 （千円）	
前年度末調定済み残高	54,966	52,930	57,287	
当年度発生額	669,079	650,140	636,717	
当年度減少額	671,115	645,784	640,764	
収納額（当年度調定分）	658,034	635,089	624,662	
収納額（前年度調定分）	13,080	9,971	13,278	
不納欠損処理額	—	723	2,823	
当年度末調定済み残高	52,930	57,287	53,239	
元金	52,930	57,287	53,239	
利息	—	—	—	
遅延損害金	—	—	—	
当年度末未調定額	—	—	—	
当年度末残高（未調定額を含む）	52,930	57,287	53,239	
遅延損害金（未調定額）	—	—	—	
債権残高合計	52,930	57,287	53,239	
過去3年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
債権放棄・不納欠損	—	44	143	
※調定に対する件数・金額	—	723	2,823	
訴訟（債権回収に係るもの）	—	—	2	
	—	—	—	
令和5年度の当年度末残額のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 （件）	金額 （千円）	1件あたり 金額 （千円／件）	

1年以内	233	12,054	51
1年超～2年以内	93	6,375	68
2年超～3年以内	26	2,010	77
3年超～4年以内	13	437	33
4年超～5年以内	5	311	62
5年超	312	32,050	102
合計	682	53,239	78

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

県は、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で公営住宅を賃貸し、又は転貸する。県は公営住宅を41か所、156棟有しており、駐車場を26か所所有している。

入居者は公募により行われ、入居することができる者は以下のいずれにも該当する必要がある。

- (1) 現に県内に住所または勤務場所を有する者
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族がある
- (3) 収入が下記金額を超えない
(入居者が身体障害者である場合) 214,000 円
(それ以外) 158,000 円
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (5) 県税、市町税並びに県営住宅の家賃を滞納していない者
- (6) 入居者および同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと

また、駐車場を使用することができる者は以下のいずれにも該当する必要がある。

- (1) 県営住宅の入居者
- (2) 自ら使用し、または同居者に使用させるために駐車場を必要としている
- (3) 県営住宅の明渡しの請求を受けていない

入居者の毎月の家賃は公営住宅法施行令第2条に基づき、以下の算式により決定される。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

- ・家賃算定基礎額

入居者の収入の区分に応じて下表に定める額とする。

入居者の収入	家賃算定基礎額
104,000 円以下	34,400 円
123,000 円以下	39,700 円
139,000 円以下	45,400 円
158,000 円以下	51,200 円
186,000 円以下	58,500 円
214,000 円以下	67,500 円

- ・市町村立地係数

公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すもので、0.7 以上 1.6 以下で定める。県の場合は下表のとおりである。

大津市	1.00
近江八幡市、草津市	0.90
彦根市、守山市、栗東市、野州市	0.85
長浜市、東近江市	0.80
甲賀市、湖南市、米原市	0.75
その他市町村	0.70

- ・規模係数

住宅の広さによって決まり、専用床面積を 65 平方メートルで割った数値とする。

- ・経過年数係数

公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて 1 以下で国土交通大臣が定める数値である。

- ・利便性係数

公営住宅の周辺地域の状況や公営住宅の設備等から利便性を表す数値であり、0.5 を下限、1.3 を上限として決定する。県は令和 6 年 10 月 1 日付の滋賀県公報において、滋賀県告示第 317 号で県営住宅ごとに利便性係数を決定している。

入居にあたっては、入居時における家賃の 3 か月分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収し、入居者が県営住宅を立ち退くとき、還付する。ただし、

未納の家賃または金銭があるときは、敷金を充当することができる。未納の家賃と使用料には延滞金は発生しない。

(2) 債権管理に関する数値目標

	令和4年度収入未済決算額	令和5年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	(B/A)
回収対象	25,134 千円	12,000 千円	47.7%
債権	(270 名)	(100 名)	37.0%
整理対象	30,889 千円	1,500 千円	4.9%
債権	(152 名)	(10 名)	6.6%
合計	56,024 千円	13,500 千円	24.1%
	(422 名)	(110 名)	26.1%

(出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋)

※本目標は、県営住宅家賃（一般入居者のみで目的外使用による入居は除く）のみ設定しており、その他の債権（駐車場使用料等）については、債権回収・整理計画は設定していない。

2. 監査の結果および意見

(1) (意見 21) 訴訟手続の事務負担軽減について

【事実】

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例第29条第1項(2)において、県は入居者が家賃を3月以上滞納したとき、入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。また、県営住宅の家賃滞納整理に関する取扱要項第12条第1項において、県は明渡し期限までに明渡さない者について、裁判所に対して住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起する。

県は令和4年度まで長年訴訟を提起していなかったが、令和5年度に2件の訴状を職員が作成し、訴訟を提起している。

令和4年度までに訴訟を提起していなかった背景には、県営住宅という性質上、入居者の収入制限があり、生活に余裕がない者が多く、訴訟により債権の回収が見込めないことがあった。

裁判所に対して住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求める訴訟の訴状を県職員が作成しており、訴状作成業務の負担が重く、事務手続が遅延し訴訟ができていない債権が令和6年8月19日時点で13件、4,598千円存在する。

【意見】

県営住宅という性質から、入居には収入制限があり、家賃や駐車場の支払が遅延した滞納者に対して訴訟を提起した場合に債権が回収できる可能性が実際は低いことを理由に訴訟を提起しなかったことは理解できる。

しかし、訴訟を提起しなかった場合、督促状の郵送等による回収業務は継続しているものの、債権が滞留する状況が続いている。

他方で、住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求めるべき債務者は多数に上り、県職員がそのような案件すべてについて訴訟提起をするべく訴状を作成することは現状の実務を踏まえると困難であることも容易に想像できる。

そのため、個別の事情を考慮して訴訟提起すべき滞留債権の回収・整理のための予算を確保し、弁護士等と委任契約を締結し、訴訟に関する事務負担の軽減を図ることを検討されたい。

(2) (結果6) 連帯保証人または緊急連絡先並びに入居者の関係者への対応について

【事実】

県営住宅の家賃滞納整理に関する取扱要項第4条第1項において、県は県営住宅に入居中の者で原則として3か月以上5か月以下の家賃滞納者に対して、以下に掲げる方法による納付指導を行うものとしている。

- (1) 入居者への訪問
- (2) 連帯保証人または緊急連絡先並びに入居者の関係者への訪問
- (3) 電話またはSMSを使用した納付催告
- (4) 郵送による納付催告書の送付
- (5) 入居者および連帯保証人等並びに関係者の呼び出し
- (6) その他納付指導に必要な調査

また、同2項において、県は県営住宅を退去した家賃滞納者に対して、以下に掲げる方法による納付指導を行うものとする。

- (1) 退去滞納者および連帯保証人等並びに関係者への訪問
- (2) 電話またはSMSを使用した納付催告
- (3) 郵送による納付催告書の送付
- (4) 退去滞納者および連帯保証人等並びに関係者の呼び出し
- (5) その他納付指導に必要な調査

県は入居中の家賃滞納者に対しては、上記入居者への訪問をはじめ、個々の入居者の状況に応じて家賃の回収にむけて対応を講じている。また、県営住宅をすでに退去した家賃滞納者に対しても、退去滞納者への訪問等を行って家賃回収に努めている。

しかし、一部の滞納債権については、連帯保証人または緊急連絡先並びに入居者

の関係者への訪問を行っていない。

【結果】

家賃滞納者に対しては、上記取扱要領にて幅広い手法をもって家賃の納付を促すことを定めている。そのため、県は入居者への電話・SMS・書面による督促と言う主債務者への直接的な回収手法を講じている。

この点、上記取扱要領に定めた手法によって債権回収に努めており、これは継続的に行っていく必要がある。

他方、上表「令和5年度の当年度末残額のうち、滞納している債権の年数別内訳表」からもわかるように、長期間にわたって債権残高が残っている実情を踏まえると、主債務者である入居者への接触のみでは債権残高を縮小できる範囲は限定されてしまう懸念がある。

そのため、県は債権残高を縮小するために、入居者への接触のみならず、連帯保証人または緊急連絡先への接触を試みるべきであり、上記取扱要項に定める方法によりあらゆる手段をもって納付指導を行い、家賃回収に努めるべきである。

【12】 滋賀県奨学資金

所管部局／課名	部局名	教育委員会事務局	所属名	教育総務課
債権の区分	私債権			
債権の概要 （発生要因含む）	滋賀県奨学資金貸与条例において、経済的理由により高等学校等において修学することが困難な者に対して、無利子で奨学資金を貸与する。貸与期間終了後、6か月を経過したときから10年以内に県へ返済する。			
関連する法令、条例等	滋賀県奨学資金貸与条例、滋賀県奨学資金貸与条例施行規則			
債権回収に関する専門業者への委託の有無	有り			
過去3年間の債権残高の状況				
	令和3年度 （千円）	令和4年度 （千円）	令和5年度 （千円）	
前年度末残高	217,689	230,825	243,904	
当年度発生額	239,332	211,733	198,032	
当年度減少額	226,197	198,654	203,397	
収納額（当年度調定分）	202,612	177,836	169,335	
収納額（前年度調定分）	23,428	20,818	33,937	
不納欠損処理額	156	—	125	
当年度末調定済み残高	230,825	243,904	238,539	
元金	219,464	232,067	225,545	
利息	—	—	—	
遅延損害金	11,361	11,836	12,994	
当年度末未調定額	1,170,780	1,058,342	963,024	
当年度末残高（未調定額を含む）	1,401,604	1,302,245	1,201,563	
遅延損害金（未調定額）	—	—	—	
債権残高合計	1,401,604	1,302,245	1,201,563	
過去3年間の債権放棄（議決・専決）・訴訟の実施状況 （上段：件数（件）、下段：金額（千円））				
債権放棄・不納欠損	2	—	1	
※調定に対する件数・金額	156	—	125	
訴訟（債権回収に係るもの）	1	9	—	
	470	3,627	—	
令和5年度の当年度末残高のうち、滞納している債権の年数別内訳表				
滞納年数	件数 （件）	金額 （千円）	1件あたり 金額 （千円／件）	
1年以内	3,804	28,697	7	
1年超～2年以内	4,092	29,382	7	

2年超～3年以内	4,300	29,347	7
3年超～4年以内	3,662	26,414	7
4年超～5年以内	3,642	26,839	7
5年超	13,044	97,860	7
合計	32,544	238,539	7

1. 債権の内容と目標

(1) 債権の概要

滋賀県奨学資金貸与条例において、有為な人材を育成することを目的として学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等部に限る。)もしくは高等専門学校または第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)(以下「高等学校等」という。)に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して奨学資金を貸与する。奨学資金の種類には、奨学金、入学資金および電子計算機購入資金がある。

貸与の対象者について、以下のいずれにも該当する者で修学の意欲を有するものに対して、その者の申請により、奨学資金を貸与する。

1. 高等学校等に在学しているもの
2. 貸与者本人またはその保護者(未成年後見人や就学費用を負担する者を含む)が県内に居住しているもの
3. 次のいずれかに該当する世帯のもの
 - ✓ 生活保護受給世帯
 - ✓ 世帯に属する全ての者が、市町民税が課されていない世帯
 - ✓ 世帯の収入が生活保護基準の1.7倍以下である世帯等、経済的要件を満たし、学費支弁が困難と認められるもの
4. 現に学資貸与金または学資支給金、この条例による奨学資金の貸与または給付を受けていないもの

貸与の額は、以下のとおりである。

区分		保護者等と同居する	保護者等と同居しない
奨学金	国公立	18,000 円／月	23,000 円／月
	私立	30,000 円／月	35,000 円／月
入学資金	国公立	50,000 円	
	私立	50,000 円＋入学金の額に相当する額 (上限 150,000 円)	
電子計算機 購入資金	在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する 費用に相当する額 (上限 150,000 円)		

奨学金の貸与期間は、奨学金の貸与を受けようとする者が高等学校等に在学することとなった日の属する月の初日から起算して当該高等学校等の修業年限に相当する月数を経過する日の属する月までの間であり、入学資金は、高等学校等に入学した年に一時金として貸与し、電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものである。また、奨学資金の貸与は、無利子である。

奨学資金の返還について、貸与を受けた者は、以下のいずれかに該当するときは、以下の日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内に返還しなければならない。

- (1) 高等学校等を卒業したとき 当該卒業した日
- (2) 奨学生にあっては、貸与の打切りがあったとき 当該打切りのあった日
- (3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、上記貸与の対象者に掲げる要件を欠くに至ったとき 当該要件を欠くに至った日

一方で、奨学資金の貸与を受けた者が死亡したとき、または心身の故障その他特別の理由により奨学資金を返還することができなくなったと認められるときは、返還債務の全部または一部を免除することができる。しかし、奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75%の割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

(2) 債権管理に関する数値目標

	令和4年度収入未済決算額	令和5年度処理目標	
	収入未済額 (A)	処理額 (B)	収納率
	(滞納者数)	(完納者数・処理者数)	(B/A)
回収対象 債権	231,942 千円	22,278 千円	9.6%
	(938 名)	(90 名)	9.6%
整理対象 債権	125 千円	125 千円	100.0%
	(1 名)	(1 名)	100.0%
合計	232,067 千円	22,403 千円	9.7%
	(939 名)	(91 名)	9.7%

(出所：令和5年度債権回収・整理計画から抜粋)

2. 監査の結果および意見

(1) (意見 22) 延滞利息（遅延損害金）について

【事実】

奨学資金の返還が滞納して延滞利息が発生している債権について、県は元金を完済した債権についてのみ延滞利息を算定し債権として計上している。

令和5年度末時点で当該債権の延滞利息は12,994千円が滞留している。また、令和5年度の元金完納者350人のうち、延滞利息が発生したのは10人であり、調定額は3,808千円、1人当たりの延滞利息の最大額は760千円、令和5年度中の収納額は1,171千円である。

当該債権は返還義務者数が多数に上るため、現状の実務および債権管理コストを勘案し、具体的な延滞利息額の通知は元金返還後にのみ実施する方針としている。元金返還中は債務者に対して正当な理由がなく返還を遅滞した場合は年10.75%の延滞利息の支払いが必要であることを通知し、納期限までの納付を促すことで延滞利息発生抑制を図っているものの、具体的な延滞利息の金額を算定しておらず、債務者への延滞利息の金額の通知も行っていない。

【意見】

延滞利息は期間の経過とともに発生する性質を有するため、債務者へ既に発生した延滞利息の金額を年度ごとに通知することは、債務者が返還すべき元金に加えて延滞利息の金額を認識でき、返還資金の準備や返還後の生活資金の資金計画を立てやすくなる。その結果、債務者は元金に延滞利息を加えた金額の返還がしやすくなり、県は債務者から元金に加えて延滞利息も回収しやすくなる。

一方で、奨学資金は経済的に困窮する世帯の子どもが安心して学ぶことができる環境を整備するセーフティーネットの役割という政策的意義を持つものであり、元金の返還が滞納している債務者へさらに延滞利息を通知することは現実的ではないことは理解できる。

しかし、県としては延滞利息の金額を債務者へ通知することを怠った場合、延滞利息の回収が困難となる可能性があり、長期管理リスクが高まる。

したがって、県は延滞利息分の債権の回収可能性を高めるために、年度ごとに延滞利息の額を算定して債務者に通知すべきである。

(2) (意見 23) 長期滞納の債務者に対する督促について

【事実】

担当課の債権元金は、①期限未到来債権、②担当課で管理する回収困難債権、③担当課で管理するその他の滞納債権、④財政課と共同管理（※1）する滞納債権、⑤弁護士等の専門家へ回収業務を委託している滞納債権に区分される（下表は各区

分の規模感を示したものである)。

※1：共同管理とは、訴訟手続を取らざるを得ないなど、回収にあたって専門性やノウハウが特に必要となる債権に対処するため、所管所属と財政課が共同で債権の管理・回収等を行うことをいう。

	①期限未 到来債権	②担当課 で管理す る回収困 難債権	③担当課で 管理するそ の他の滞納 債権	④財政課と共同 管理する滞納債 権	⑤弁護士等の 専門家へ回収 業務を委託し ている滞納債 権
債権 金額	約 963 百 万円 (令 和 5 年度 末時点)	約 3 百万 円 (令和 6 年 8 月 末 時点)	約 122 百万 円	約 67 百万円 (令和 5 年度末 時点)	約 34 百万円 (令和 6 年 5 月末時点)

※②担当課で管理する回収困難債権は、現行条例が制定された平成 14 年度以前の旧条例に基づく債権などで、共同管理や外部委託の対象外とされている債権が残っているものである。

※③債権金額は、令和 5 年度末時点の元金調定済み残高から②④⑤の債権金額を差し引くことで算定している。(調定済み残高の約 54%である。)

※⑤弁護士等の専門家へ回収業務を委託している滞納債権のうち、約 7 百万円は④財政課と共同管理する滞納債権である。

②担当課で管理する回収困難債権について、県は旧条例に基づく債権についても文書催告、電話催告、訪問催告といった催告を実施し、完納に至った者もいる。ただし、旧条例に基づく債権はすべて時効期間が経過しており、居所不明となっている滞納者もいる中で、県は令和 5 年度より住所調査を実施してきたところである。

財政課との共同管理については、「滋賀県における税外未収金の共同管理実施要領」において、共同管理対象は以下のすべてに該当するものと規定され、②担当課で管理する回収困難債権は「強制執行等を前提」とした回収ができないことから、当該要件を満たせず、共同管理の対象外となっている。外部委託についても同様の理由で対象外となり、こうした強力な債権回収の手段を講じることができず、債権放棄をするにも、県全体で議会の承認を得た債権放棄の要件として「時効期間が経過したもの」が定められていないため、容易に債権放棄をすることもできない。

「滋賀県における税外未収金の共同管理実施要領」

第2条

共同管理とする未収事案は、原則として次の各号のすべてに該当するものとする。

・滋賀県債権回収対応マニュアル（令和4年度以前に発生した債権である場合は、税外未収金対策にかかるガイドラインを含む）に則った事務処理が行われていること

- ・強制執行等を前提として回収せざるを得ないこと
- ・未収金所管所属による回収が困難であること
- ・過年度収入未済であること

【意見】

上記②担当課で管理する回収困難債権について、財政課との共同管理や外部委託といった強力な債権回収の手段の対象外とされており、債権回収・整理業務が滞っている。債権管理の観点からは、こうした債権を引き続き債権として保有しておくことは好ましくない。

県全体で債権放棄の要件を定める（全般意見5参照）際に検討対象となる「時効期間が経過した債権」への対応方針を踏まえて、債務者および連帯保証人に対する債務存在の確認通知の発送、債権回収状況の整理をしたうえで、滞納が継続している債務者に対しては担当課による督促・回収業務を実施し、それでも回収に至らない場合は、外部委託の要件を見直したうえで、弁護士等の専門家へ回収業務の委託を検討すべきである。

さらに、外部委託によってもなお回収に至らない場合には、（全般意見5）にあるとおり、県全体で定めた要件に基づき、債権放棄を検討すべきである。

以上